

政策環境建設常任委員会 議事次第

令和8年7月2日(木)
午後1時30分～
於：第2委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案(質疑終結まで)

4 閉 会

令和8年6月府議会定例会 政策環境建設常任委員会 報告事項

(総合政策環境部)

- 京都府総合計画の改定について
- 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正について
- 包括外部監査結果に基づく措置状況について

(建設交通部)

- 包括外部監査結果に基づく措置状況について
- 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（最終案）
- J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画の改定について
- J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画の改定について

令和8年6月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 報告事項

総合政策環境部

- ・ 京都府総合計画の改定について
- ・ 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部
改正について
- ・ 包括外部監査結果に基づく措置状況について

京都府総合計画の改定について

令和8年7月
総合政策環境部

京都府では、令和8年度末に計画期間の満了を迎える「京都府総合計画」について、今年度中の改定を予定していますので、ご報告します。

【現行の計画期間（基本計画・地域振興計画：令和5年度～令和8年度）】

1 改定の方向性について

「あたたかい京都」の上に、府民の皆様や京都に関わる誰もが「わくわくする京都」を目指し、京都の未来に向けた歩みを進めるため、以下の3つの視点により検討を進めます。

視点① 「安心」	あらゆる危機に備え、住み慣れた地域でこれからも暮らし続けることができる、府民の皆様が「安心できる京都」
視点② 「はぐくみ」	子どもからお年寄りまで、誰もが役割を持って活躍できる、府民の皆様が「はぐくまれる京都」
視点③ 「輝き」	連綿と受け継がれてきた多彩な魅力の源泉が磨き上げられ、国内外の人々を惹き付ける「輝く京都」

2 改定までの主な日程

9月定例府議会：「中間案」報告
⇒ パブリックコメントの実施（10月頃）

12月定例府議会：「議案」上程

※ 京都市内及び各広域振興局管内にて「府民意見交流会」を開催
（開催時期は調整）

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例 の一部改正について

令和 8 年 7 月
総合政策環境部

1 条例の趣旨・経過

- ・ 府内における人口の減少その他の社会情勢の変化に対応し、地域社会の活力の向上と持続的発展を図るため、移住の促進及び移住者等が活躍することのできる地域づくりを推進。
- ・ 本条例は5年間の時限条例として平成28年度に創設、1年間の期限延長の後、移住ニーズや働き方の多様化を受け、様々なニーズに対応した移住の受入を促進するための必要な見直しを行った上で、期限の延長を行ってきた。

2 改正の方向性

現行の条例は、令和9年3月31日で失効するため、必要な見直しを行った上で、5年間の期限延長を行う。

3 見直しに係る検討方法

学識経験者や移住者等で構成する検討会議において、検討を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	7月	検討会議開催
	9月	9月議会で骨子案について報告 パブリックコメント
	12月	12月議会で条例改正案を上程

包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和 8 年 7 月 2 日

知事直轄組織（職員長）
 危機管理部
 総務部
 総合政策環境部
 文化生活部
 健康福祉部
 商工労働観光部
 農林水産部
 建設交通部
 教育庁（指導部）
 警察本部（総務部・交通部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R6	<p>【府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について】</p> <p>○地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地）</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する 1,024.17 m²の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する 5,100.06 m²の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和 5 年 3 月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和 3 年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えます。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p>	<p>（職員総務課）</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和 8 年 3 月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</p> <p>○ペーパーレス化普及促進のための環境整備 京都府は、モバイル端末の配付やOffice365の導入等によりテレワーク環境が整備されている。 一方で、Web開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といったICT環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p>	<p>（人事課、情報政策課） 令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>
R4	<p>【府税事務所等のあり方について】</p> <p>○自動車税（種別割）の徴収率向上 京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。</p>	<p>（税務課） 京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてなお滞納している例の、大きく二つに分類される。 前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。 後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。 他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。 加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。 こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり
- (1) 指摘事項

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>4 施設及び事業の将来性についての検討（さつき寮）</p> <p>さつき寮は、民間事業者との間で定期借家契約が締結されており、残存の契約期間が約10年残存している。契約期間終了後においては、建屋の築年数が50年以上になり、大規模修繕や建替えの検討が必要となるが、要する費用が膨大となり、効果との比較で勘案すると現実的でないと考ええる。</p> <p>確かに、さつき寮の外国人留学生の宿舎としての利用については、留学生と地域との交流による地域の国際化を通じて、国際都市である京都のブランド価値をより高め、国際交流にも効果的であるが、その効果は寮の所在地から勘案すると京都市内に限定されており、京都市は京都府の権限の多くを委譲されている政令指定都市であることから、必ずしも京都府が実施しなければならない事業ではないと考えるため、事業の廃止を含めて検討すべきである。</p> <p>そのうえで、事業を継続するとなった場合の手法としては、自前の建物が必要かについても、民間建屋の借り上げや、家賃補助といった代替案もあり、検討の余地があると考ええる。さらに、昨今では、私立大学においては、少子化による学生数減少の対策として、自前の学生寮新築といった事例も散見されるため、残存する約10年間の契約期間において、これまでのようなニーズがあるかについても検討の余地がある。</p> <p>もっとも、定期借家契約の契約満了前に契約を打ち切れれば違約金の発生が見込まれるが、その点についても一度これらの現状を勘案して、費用対効果を検討する価値はある。</p> <p>一方、建屋自体の今後については、寮として建設され、1人用個室を45室備えているが、各部屋にはトイレやバスはなく、いずれも共同使用となっており、機能面で時代遅れとなっている。そのため、大規模修繕による長寿命化は選択肢として考えにくく、事業を廃止するのであれば解体撤去するのが妥当であり、検討すべきである。</p> <p>(報告書 173～174 ページ)</p>	<p>(共生社会推進室)</p> <p>令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、令和8年3月末に事業契約及び定期借家契約を解約し、事業を廃止した。</p> <p>廃止後の施設の取扱いについては、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	改善中
<p>5 施設及び事業の将来性についての検討（みずき寮）</p> <p>みずき寮は、民間事業者との間で定期借家契約が締結されており、残存の契約期間が約10年残存している。契約期間終了後においては、建屋の築年数が50年以上になり、大規模修繕や建替</p>	<p>(共生社会推進室)</p> <p>令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、令和8年4月に事業廃止に向けて事業契約及び定期借家契約の解約に係る</p>	改善中

<p>えの検討が必要となるが、要する費用が膨大となり、効果との比較で勘案すると現実的でないと考え。</p> <p>確かに、さつき寮の事業と同様に、みずき寮の外国人留学生の宿舎としての利用については、留学生と地域との交流による地域の国際化を通じて、国際都市京都のブランド価値を高め、国際交流にも効果的であるが、その効果は寮の所在地から勘案すると京都市内に限定されており、京都市は京都府の権限の多くを委譲されている政令指定都市であることから、必ずしも京都府が実施しなければならない事業ではないと考えるため、事業の廃止を含めて検討すべきである。そのうえで、事業を継続するとなった場合の手法としては、自前の建物が必要かについても、民間建屋の借り上げや、家賃補助といった代替案もあり、検討の余地があると考え。さらに、昨今では、私立大学においては、少子化による学生数減少の対策として、自前の学生寮新築といった事例も散見されるため、残存する約10年間の契約期間において、これまでのようなニーズがあるかについても検討の余地がある。</p> <p>もっとも、定期借家契約の契約満了前に契約を打ち切れれば違約金の発生が見込まれるが、その点についても一度これらの現状を勘案して、費用対効果を検討する価値はある。</p> <p>一方、建屋自体の今後については、これもさつき寮と同様に、寮として建設され、1人用個室を44室備えているが、各部屋にはトイレやバスはなく、いずれも共同使用となっており、機能面で時代遅れとなっている。そのため、大規模修繕による長寿命化は選択肢として考えにくく、事業を廃止するのであれば解体撤去するのが妥当であり、検討すべきである。 (報告書 184～185 ページ)</p>	<p>合意書を締結し、令和8年9月末に事業契約及び定期借家契約を解約し、事業を廃止することとしている。</p> <p>廃止後の施設の取扱いについては、新たに民間事業者主体での留学生の誘致・定着促進に資する施設としての利活用を目指し、調整を進めているところ。</p>	
<p>7 府有財産における財源確保の検討（京都府地球温暖化防止府民プラザ）</p> <p>京都府地球温暖化防止府民プラザは地下鉄「二条駅」下車徒歩2分の場所に位置し、建物敷地には駐車場用地も確保され、利用者や府の職員にとってアクセスが良い場所に立地している。</p> <p>敷地面積1,374.86㎡に鉄骨造・1階建ての建物243.46㎡を有し、2団体（「特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議」及び「一般社団法人京都府木材組合連合会」）に貸付けを行っており、2団体とも事務所としての使用である。</p> <p>貸付先からの施設利用収入は、年間2,353千円（令和5年度実績）であり、不動産の想定時価から勘案すると相当低い収入額であり、施設の配置も含め、土地の有効活用という面で極端に利用頻度が低い状態にある。さらに、施設を事務所として利用しており外部者の利用が比較的少なく、地球温暖化防止対策を担う組織として自動車の利用に限られるため、駐車場の利用頻度も低い状態にある。また、府民利用が少ない施設</p>	<p>（脱炭素社会推進課）</p> <p>令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>これを受けて、現在、入居中の2団体と令和8年度中の移転に向けて調整しているところ。</p> <p>移転後の土地の賃貸や売却等については、引き続き、府有資産利活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	<p>改善中</p>

<p>であり、貸付先は、当該施設を使用して業務遂行する必然性はない。代替施設への移転も比較的容易と想定される。</p> <p>財源確保の観点から、貸付先の移転・建物解体後に、土地の賃貸や売却等について検討すべきである。</p> <p>(報告書 202 ページ)</p>		
--	--	--

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>3 ペーパーレス化普及促進のための環境整備</p> <p>京都府は、モバイル端末の配付や Office365 の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web 開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といった ICT 環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p> <p>(報告書 225 ページ)</p>	<p>(人事課、情報政策課)</p> <p>令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>	措置済み

令和8年6月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 報告事項

建設交通部

- ・ 包括外部監査結果に基づく措置状況について
- ・ 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（最終案）
- ・ JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画の改定について
- ・ JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画の改定について

包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和 8 年 7 月 2 日

知事直轄組織（職員長）
 危機管理部
 総務部
 総合政策環境部
 文化生活部
 健康福祉部
 商工労働観光部
 農林水産部
 建設交通部
 教育庁（指導部）
 警察本部（総務部・交通部）

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

記

■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R6	<p>【府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について】</p> <p>○地方職員共済組合所有地を京都府が取得することの検討（旧平安会館職員宿舎用地）</p> <p>旧平安会館職員宿舎用地は、京都府が所有する 1,024.17 m²の土地であり、地方職員共済組合に対して無償貸与されている。地方職員共済組合は、無償貸与された本件土地に職員宿舎を、所有する 5,100.06 m²の土地に平安ホテルを建設し、両者を一体的に運営してきたが、令和 5 年 3 月に平安ホテルが閉鎖となった。</p> <p>こうした中で、京都府において本件土地の今後の利活用について検討を続けてきたところだが、隣接する平安ホテルの土地と建物の所有者が地方職員共済組合であるため、本件土地の活用方法を考えるに際しては、平安ホテルの土地と一体的に検討するか否かで方向性が変わってくる。</p> <p>平安ホテルに関しては、令和 3 年度に地方職員共済組合京都府支部が平安ホテル経営継続の可否を主旨とした「あり方検討会」を開催しており、その中で「売却での資金確保は簡単であるが、京都市内でこれだけの土地の物件が出ることは極めてまれである。公的団体しか維持管理ができない土地であり、地方職員共済組合として求められる売主責任を意識し、所有権を留保し周囲の環境を含め資産価値の向上に繋がるような方策を検討されたい」との発言が記録されている。</p> <p>また、文化的な面から見て、世界的に有名な日本庭園の存在を維持・存続することは大きな意味を持つものであり、経済的な価値と法的な制約から見ても、本件土地と平安ホテルの土地の一体的な活用を考える方が有益であると考えます。</p> <p>以上のことから、京都府が地方職員共済組合の所有地を取得し、将来的な行政需要に備えることが重要と考えられることから、可能な限り早期に京都府が地方職員共済組合の所有地取得の可否を検討すべきである。</p>	<p>（職員総務課）</p> <p>地方職員共済組合の所有地の取得の可否にあたっては、隣接する府有地との一体的な活用に向け、将来的な行政需要への備えに加え、敷地内の日本庭園を維持・保全した上でのニーズを把握するなど、検討を進めてきた結果、京都府として令和 8 年 3 月に地方職員共済組合に対して取得の意向を表明した。</p>

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R5	<p>【府民サービスの向上・職員の働き方改革に向けた事務事業のデジタル化推進の現状と課題について】</p> <p>○ペーパーレス化普及促進のための環境整備 京都府は、モバイル端末の配付やOffice365の導入等によりテレワーク環境が整備されている。</p> <p>一方で、Web開催が可能な状況にもかかわらず集合形式で開催する会議や、資料のデータ共有で対応可能な状況で紙資料を配付する会議が全庁的に散見され、電子決裁ではなく、紙決裁が中心となっている部署も認められる。ペーパーレス化の取組が浸透していない状況であると考えられることから、テレワークの推進を図るためにも、打合せスペースへのモニター配備、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量拡大（上限撤廃）といったICT環境の更なる整備を図るとともに、各職員が日々の業務の事務処理フローの見直しを行い、ペーパーレス会議や電子決裁を徹底するよう促す取組が必要である。</p>	<p>（人事課、情報政策課） 令和7年度に、データ保管フォルダ（共有フォルダ）の容量を大幅に拡大し、利便性の向上を図るとともに、幹部職員による会議のペーパーレス化や、行財政改善プロジェクトチームから各部局へのデジタルツールの活用を促す通知の発出など、ペーパーレス化や電子決裁を促進する取組を実施した。</p>
R4	<p>【府税事務所等のあり方について】</p> <p>○自動車税（種別割）の徴収率向上 京都府の自動車税（種別割）の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。</p>	<p>（税務課） 京都府における自動車税の滞納者は、車検証の更新時に納付する例と、様々な事情により有効期限を過ぎてなお滞納している例の、大きく二つに分類される。</p> <p>前者については、納期限が毎年5月末であり、車検証の更新時ではない旨の啓発活動を従前より実施しており、今後も継続的に実施していくこととしている。</p> <p>後者については、滞納者ごとに様々な事情があるが、経済的事情等がある場合には、滞納者の状況に応じて分納の申し出を認めるなどの対応を行ってきた。</p> <p>他方、令和5年度に徴収率の高い府県に対してヒアリングを実施したところ、分納について期間や回数などに関し、京都府よりも厳格な運用がなされていることが確認された。このため、京都府においても早期の完納となるよう見直しを行った。</p> <p>加えて、監査指摘を踏まえ、京都地方税機構に自動車税の滞納整理のみを所管する課を新設し、重点的に原因分析とその対応に取組める体制を構築した。</p> <p>こうした取組を京都地方税機構と連携して実施した結果、令和6年度の徴収率は、前年度から0.1ポイント上昇した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
府有財産（不動産）の最適配置と有効活用について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり
- (1) 指摘事項

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>1 京都府京都土木事務所のあり方と拠点の検討</p> <p>当該施設は、昭和56年建設であり、令和6年現在で築43年が経過している。当地に移転される以前は、左京区吉田河原町19にあった。当地に移った経緯として、特に河川管理の観点から、京都府所管でプレゼンスの高い賀茂川（鴨川）周辺が望ましいとの判断があり、府有地であり、賀茂川（鴨川）に近い場所として選ばれた。今後、耐震診断を行う予定とのことであり、その診断結果を受けてではあるが、河川災害が生じた場合は、行政上の拠点となる場所でもあるため、その機能を十分に果たすことができる強度は必要である。よって、中長期的に当該土木事務所を今後どの程度の期間利用するのか、そのためにはどのような長寿命化策が必要か、現状の規模でよいかなど、包括的な検討が必要な時期に来ているが、具体的な検討がなされていない。</p> <p>なお、当地は北山エリアにあり、京都府による「北山エリア整備基本計画」（令和2年12月）などにあるように、北山エリアは、「賀茂川などの豊かな自然環境の中、府民利用施設等が集積する貴重な府民の憩いの空間であり、ここで国内外からの人が集い、交流することにより、京都から新しい文化・芸術を創造・発信する拠点となる大きな可能性を秘めている」場として、ふさわしいあり方が求められる。現時点で当該建物については、法定耐用年数経過前でもあり、ただちに移転すべきという訳ではないが、北山エリアという地域的特性の観点からも、単独公所として、京都土木事務所が当地にあり続けるべきか検討すべきである。</p> <p>仮に、京都府における当事務所の業務について、今後、組織再編を検討する場合には、例えば河川管理、水防機能を鴨川周辺に残しつつ、その他の業務を別の場所に移転するのであれば、他の機関との共用も含めて検討されたい。</p> <p>(報告書 113～114 ページ)</p>	<p>(京都土木事務所)</p> <p>令和7年9月議会において、全庁的な府有資産のあり方（検討案）の中で、現施設を廃止・移転する方向性について報告を行ったところ。</p> <p>引き続き、府有資産活用検討プロジェクトチームと連携し、調整してまいりたい。</p>	改善中

丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（最終案）

令和8年7月
農林水産部
建設交通部

1. 最終案の概要

(1) 主な対象区域

福井県境(高浜町)から兵庫県境(豊岡市)に到る総延長約317kmの海岸線のうち、延長約109km・69箇所の海岸保全区域*。

・関係市町：舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

〔※ 海岸保全区域とは…国土を津波、高潮、波浪等の被害から防護するために、海岸法に基づき、海岸管理者(知事)が指定した区域(次頁参照)〕

(2) 主な変更内容

気候変動による平均気温上昇の影響を踏まえ、2100年時点を想定した海面水位の上昇および台風の強大化等を考慮し、69箇所の海岸保全区域のうち64箇所で、既設堤防より平均約74cm*高い堤防高を再設定。

※ 2100年時点の想定される外力条件をもとに、各海岸の代表的な断面で算定した高潮・津波等に対する必要な堤防高(余裕高30cmを考慮)と既設堤防高との差の全地点平均値

2. パブリックコメントの概要

(1) 実施期間：令和8年3月10日～令和8年3月31日《3週間》

(2) 提出された意見：府民意見18件(3名)

(3) 主な意見

意見	意見に対する対応
舞鶴市において、令和7年8月の高潮で道路や家屋等の浸水被害が発生しており、この浸水被害状況を計画に記載してほしい。	【追記等あり】沿岸の災害事例に、令和7年8月の高潮による浸水被害を追記した。
気候変動により、海面水位が最大1m以上上昇する可能性があるとの報告書もあり、喫緊の対策が必要であると考えられるがどうか。	【追記等なし】本計画では、IPCCの2℃上昇シナリオをもとに、2100年時点を想定して防護水準を設定しており、国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言によると、気候変動の影響は、社会全体の課題であるため、海岸管理者だけでなく、関係市町や関連する施設管理者、背後地の地域住民等との連携が不可欠であると明記されていることから、海岸保全と減災を考慮しながら取り組んでいきたい。
高潮・高波に対する市民への理解を得るためにあらゆる角度からの努力が必要であるがどうか。	【追記等なし】対策にあたっては、地域の理解が重要であると考えており、今後は関係市町と連携し、関係住民に理解を得られるよう、周知に努めていきたい。

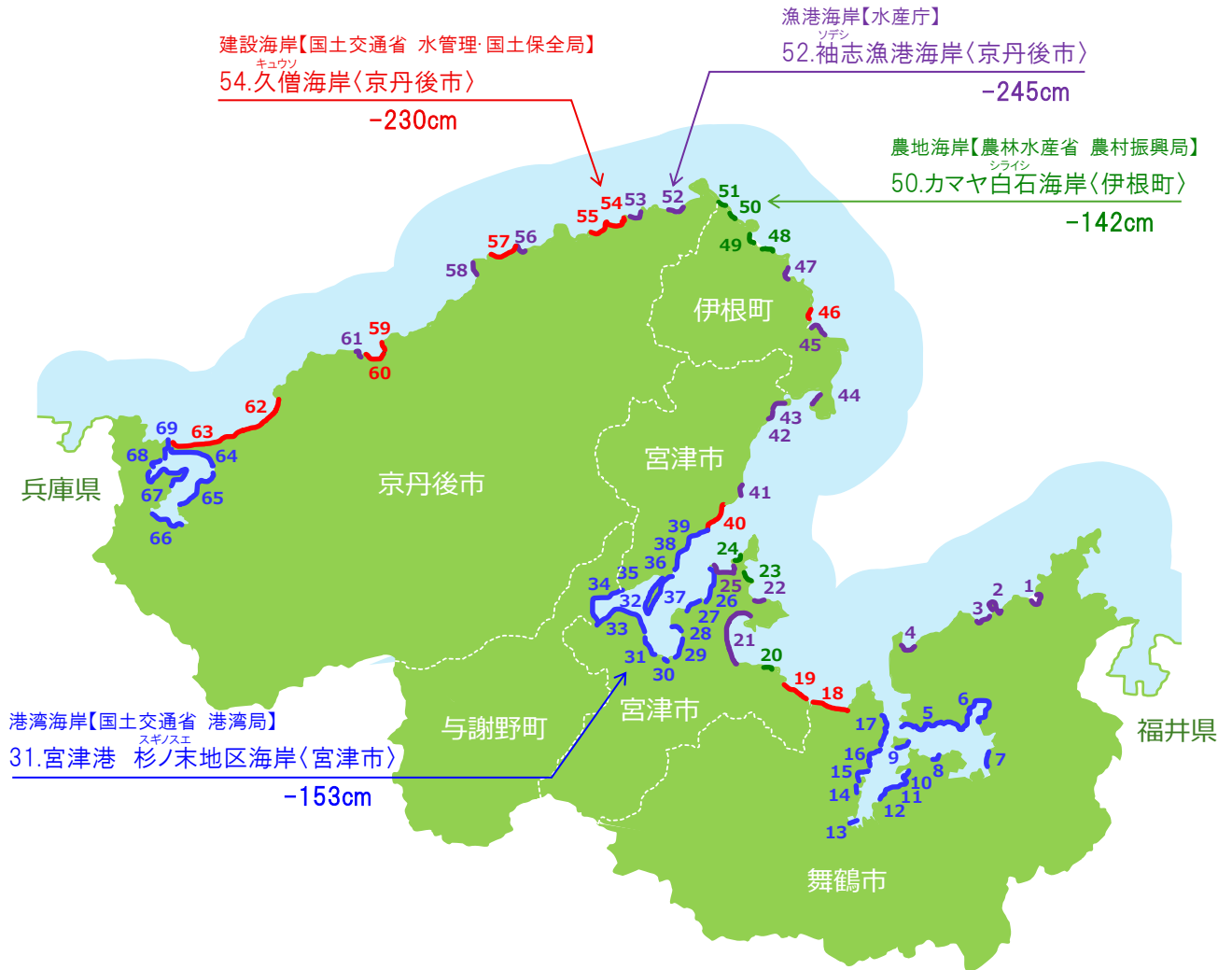
3. 学識経験者からの主な意見

意見	意見に対する対応
計画を適切かつ効果的に遂行するためには、海岸管理者のみならず、海域・陸域も含めた広範囲な分野にわたって、連携を図ることが必要である。	【追記等あり】計画を円滑に進めるためには、海岸管理者以外のインフラ管理者や都市計画部局等との連携が必要であることから、その旨を明記した。

4. 今後のスケジュール

令和8年度 6月定例会 最終案報告
7月 主務大臣へ提出

(参考)各所管で最も天端高が不足している海岸



凡例	分類	海岸保全区域	
		延長(m)	指定海岸数
	農地海岸(農村振興局)	1,274	7
	漁港海岸(水産庁)	22,033	18
	建設海岸(水管理・国土保全局)	16,416	11
	港湾海岸(港湾局)	69,231	33
	合計	108,954	69

丹後沿岸海岸保全基本計画（変更）

最終案

令和8年7月

京 都 府

はじめに

丹後沿岸は、福井県境から兵庫県境までの日本海に面した3市2町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）にまたがる延長約317kmの海岸である。

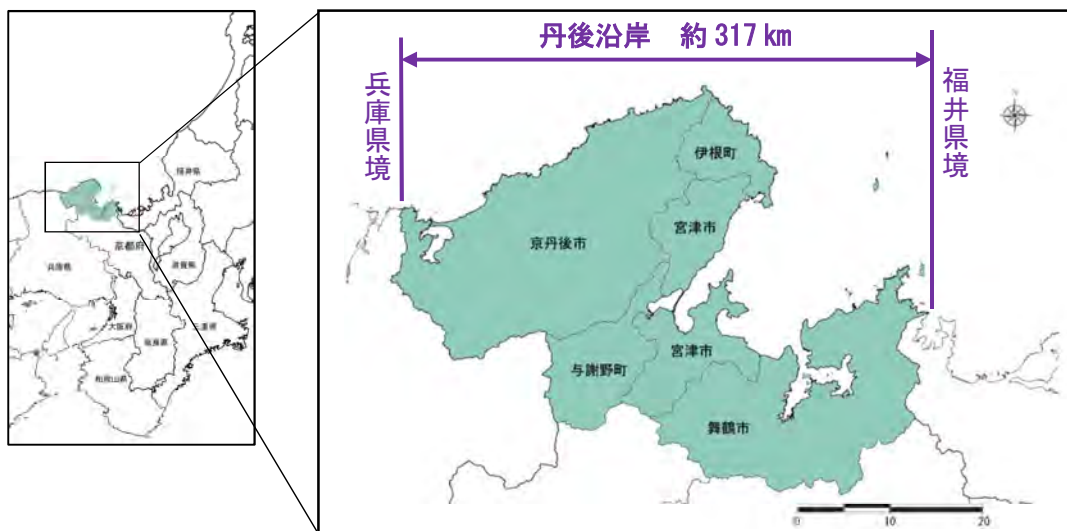
丹後沿岸の大浦半島から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、舞鶴湾、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、夕日ヶ浦など、優れた自然景観を有し、東から若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園及び山陰海岸国立公園に指定されている。

丹後半島の経ヶ岬より東側には、複雑に入り組んだ海岸線が美しい舞鶴湾や日本有数の景勝地で「日本三景」の一つである天橋立がある。また、伊根湾には国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定された「伊根の舟屋」があり、美しい海とあいまった独特な漁村風景が広がっている。丹後半島の経ヶ岬より西側は山陰海岸ジオパークに認定されるなど、貴重な地形や地層を有する自然豊かな沿岸が広がっている。また、ポケットビーチや浜詰海岸から久美浜海岸にかけて約7kmにも及ぶ広大な砂浜海岸もあり、自然景観が豊かな海岸である。

平成11年に海岸法が抜本的に改正されたことにより、これまでの「海岸災害からの防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」が法目的に追加されたことから、京都府では日本海の厳しい自然が育んだ特色ある風景と、海辺のくらしを守ることを目標として、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すこととした「丹後沿岸海岸保全基本計画（以下、基本計画という。）を平成17年に策定した。

その後、平成23年に発生した東日本大震災による甚大な津波被害などを受けて、平成26年に海岸法の一部改正が行われ、国が海岸保全基本方針を変更し「津波・高潮等に対する海岸の防災・減災対策の強化」や「海岸保全施設の適切な維持管理」などが追加されたことを受け、平成30年7月に基本計画を変更し、事業を進めてきたところである。

今般、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するため、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更された。このため、京都府では、基本計画について将来の気候変動による海面水位の上昇や台風の強大化などを考慮した防護水準へ見直しを行い、気候変動に対応した計画へ変更するものである。



丹後沿岸

丹後沿岸海岸保全基本計画

目 次

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項	1
1 海岸の特性	1
1-1 自然的特性	1
1-1-1 沿岸の現況	1
1-2 社会的特性	17
1-2-1 海岸の歴史	17
1-2-2 沿岸利用の現況	19
2 海岸保全の基本理念	31
3 海岸保全の現況と課題	32
3-1 防護面からみた現況と課題	32
3-2 環境・景観面からみた現況と課題	37
3-3 親水・利用面からみた現況と課題	39
4 海岸保全の基本方針	41
5 海岸保全の具体的施策	42
5-1 防護の目標を達成するための施策	42
5-2 海岸環境の整備及び保全のための施策	50
5-3 公衆の適正な利用を促進するための施策	52

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	54
1 整備ゾーンと保全の方向性	54
1-1 ゾーニング	54
2 海岸保全施設の新設又は改良	59
2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域	59
2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	59
2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況	60
3 海岸保全施設の維持又は修繕	61
3-1 海岸保全施設の存する区域	61
3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	61
3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	61
第3章 留意すべき重要事項	74
1 関連計画との整合性の確保	74
2 関係機関との調整・連携	74
3 地域住民の参画と情報公開	75
4 調査・研究の推進	75
5 海岸協力団体の指定に向けた取り組み	76
6 計画の見直し	76

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1 海岸の特性

1-1 自然的特性

1-1-1 沿岸の現況

(1) 地形

丹後沿岸は、最北端の^{きょうがみさき}経ヶ岬を境として、若狭湾沿岸域と山陰海岸沿岸域の2つに分けられる。若狭湾沿岸域では、^{おおうら}大浦・^{くんだ}栗田の各半島があり海岸線の入り組んだリアス海岸であり、舞鶴湾・栗田湾・宮津湾がある。内陸部（沿岸部）は、低い山地がほぼ全域を占めている（図1-1-1）。

山陰海岸沿岸域では、経ヶ岬から西南西に延びる海岸線は凹凸が小さく、若狭湾沿岸域と異なる地形となっている。内陸部（沿岸部）は低い山地が全体を覆っており、流入河川が少なく、大地が崖となって海に入る所が多く見られ、海底地形も急傾斜地形を示している。また、岩礁に挟まれたポケットビーチが多く存在している（図1-1-2）。



図1-1-1 丹後沿岸



図1-1-2 ポケットビーチ(琴引浜周辺)

若狭湾沿岸域は幅 20~30km の大陸棚からなっており、大陸棚外縁の水深は 120~125m である。陸棚縁辺に続く斜面部は、緩やかな勾配で沖合に続いている。

海岸線は入り組んだリアス海岸となっており沈降傾向にあると考えられているが、一部地域では海成段丘かいせいだんきゅうが認められ、隆起しているところもあり、沈降は一様ではない。

山陰海岸沿岸域の沖合には、日本海形成の過程で生まれた急傾斜地形や海底谷の起伏に富んだ海底地形であり、海岸線から 15km で水深 200m に達している。また、沖合には、浦島礁や白石礁が存在し、良好な漁場を形成している（図 1-1-3）。

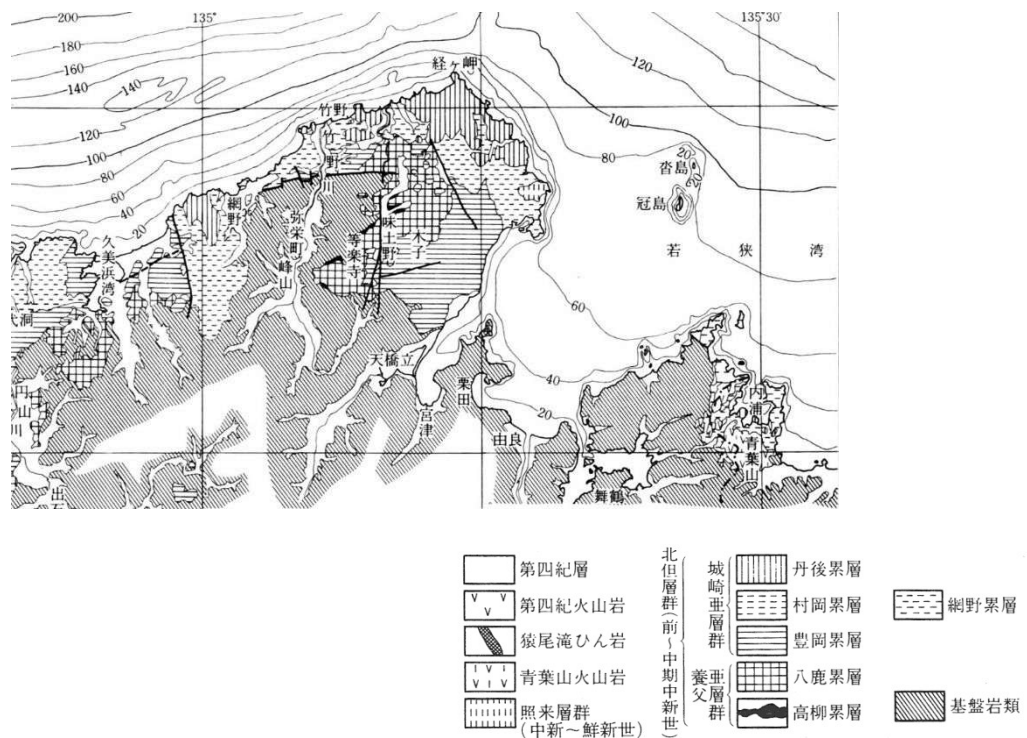


図 1-1-3 海底地形図

出典：「日本の地質 6 近畿地方」 共立出版株式会社

(2) 地質

広域地質図（図 1-1-4）に示すように、若狭湾沿岸域の大浦半島から由良川河口付近には、古生代の堆積岩や変成岩が東北東－西南西方向に分布している。また、由良川から宮津湾にかけては、古第三紀の宮津花崗岩が広く分布している。

山陰海岸沿岸域には、新第三紀中新統北但層群の堆積岩や火成岩が分布している。竹野川や浅茂川などの河川に沿った平地には、第四期完新世の沖積層や段丘層による平地が分布している。

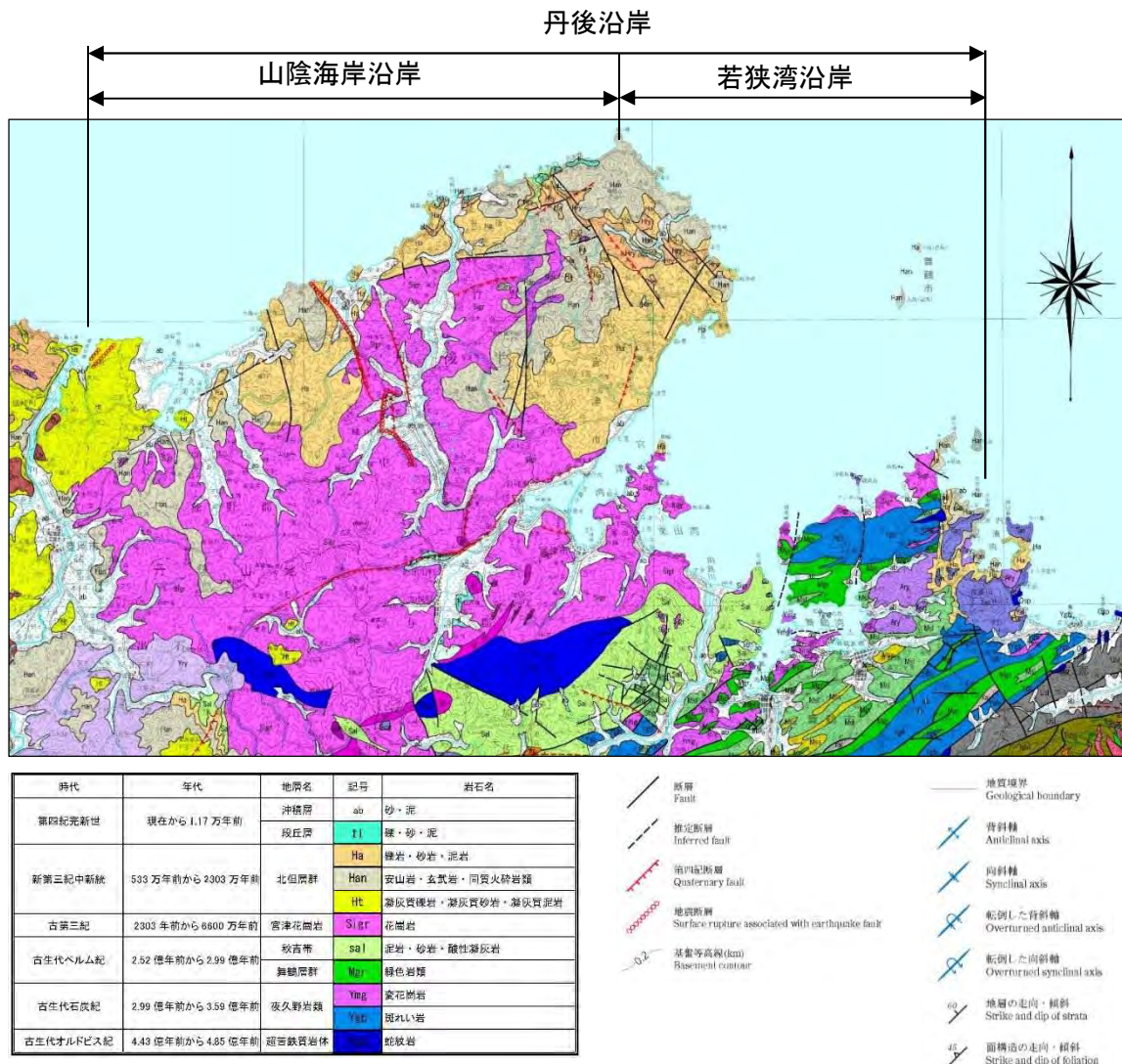


図 1-1-4 広域地質図

出典：「日本の地質 6 近畿地方」 共立出版株式会社

(3) 底質

丹後沿岸はリアス海岸のため、海底には岩石が点在しており、沖合の浦島礁にも岩が確認される。若狭湾沿岸域は湾奥まで泥が入り込んでおり、一部で砂泥混合も見られる。

山陰海岸沿岸域の水深 200m より岸側では、細砂や砂が広く分布し、一部で砂泥混合も見られる。水深 200m より沖には、青色泥が広く分布している（図 1-1-5）。

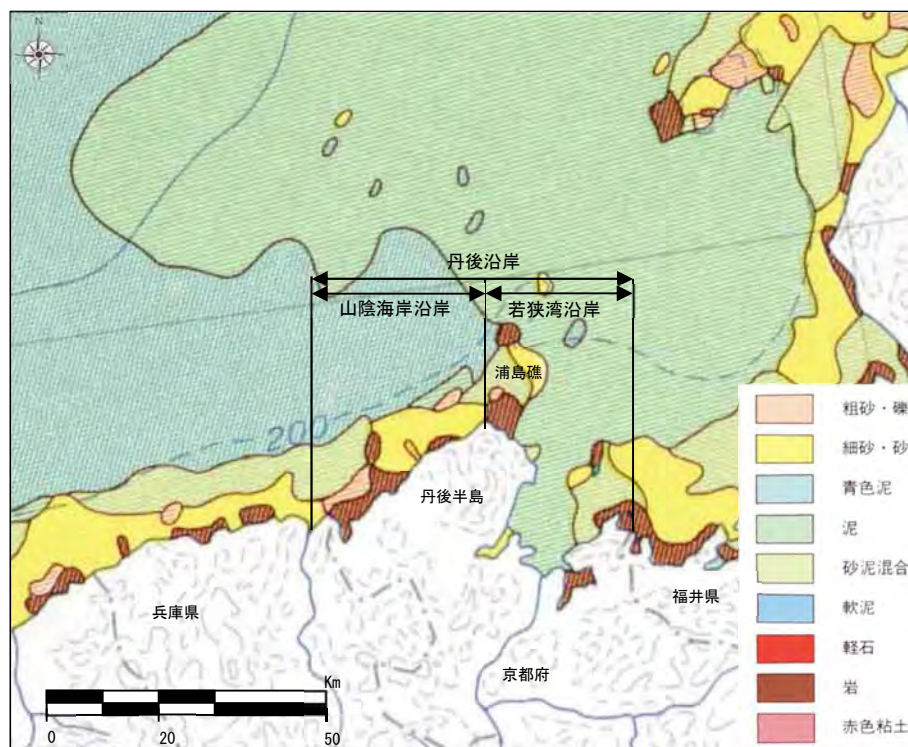


図 1-1-5 近海底質（若狭湾）

出典：国土地理院 近海底質図から抜粋

(4) 活断層

丹後半島には、活断層(第四紀断層及び地震断層)が確認されている(図 1-1-6)。

山田断層は、丹後半島の基部を東北東-西南西方向に延びる北側隆起を伴う右横ずれ断層である。郷村断層は、丹後半島から北方の日本海にかけて、北北西-南南東方向に延びる左横ずれ断層である。両断層とも 1927 年(昭和 2 年)北丹後地震の際に出現している。

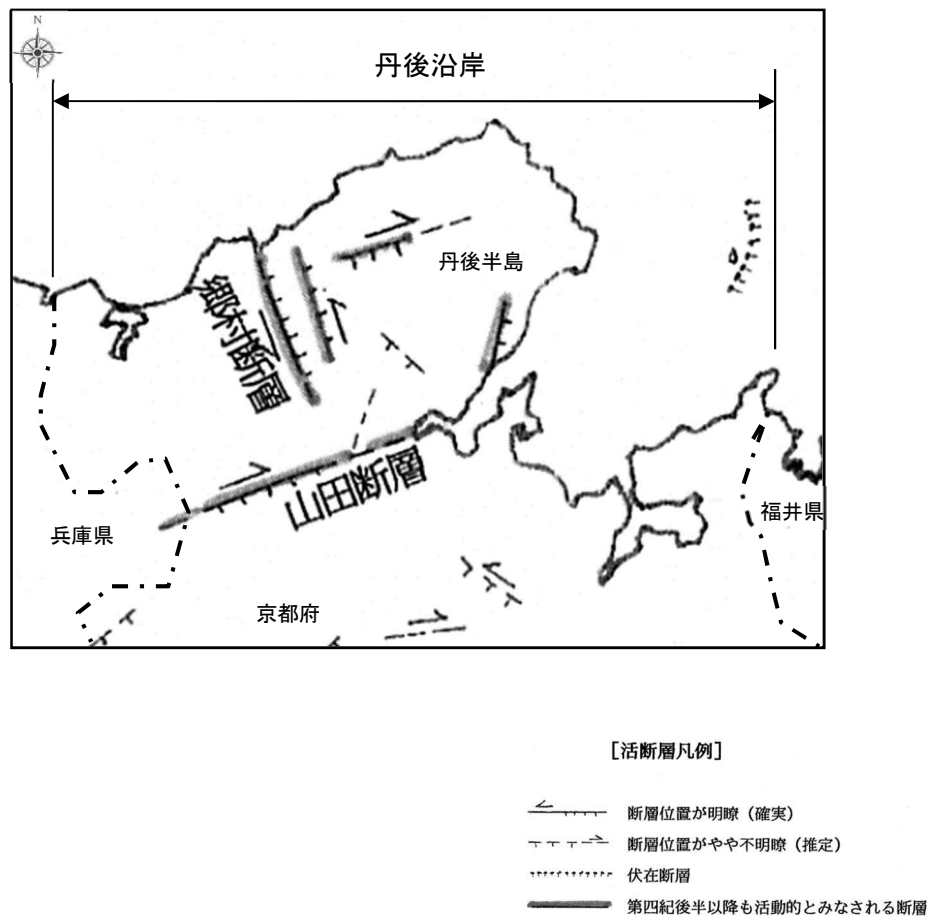


図 1-1-6 京都沿岸部の活断層

出典：近畿地方土木地質図 近畿地方の主な活断層(確実度 I 及び II)

(佐野正人編図、2002)より抜粋

(5) 自然景観

丹後沿岸には、^{にいざき}経ヶ岬・^{ことひきはま}新井崎などの岩石海岸や、^{あまのはし}琴引浜などの砂浜海岸、^{だて}天橋立・^{しょうてんきょう}小天橋などの砂州地形、舞鶴湾などのリアス海岸をはじめとする多様な海岸地形が見られる。

このため、すぐれた海岸景観の見られる地点が多く、これらのほとんどは主要な観光資源になっている（図 1-1-7）。



図 1-1-7 自然景観

(6) 気象・海象

丹後沿岸の気温や降水量は、舞鶴特別地域気象観測所（以下「舞鶴」という。）などで観測されている（図 1-1-8）。舞鶴での年平均気温は約 16℃であり、気候は暖かく温暖に分類される。冬季は日本海側特有のしぐれや降雪のために多雨多雪で、年間を通じて降水量は多い。月平均降水量は 150mm 程度である（図 1-1-9）。

間人^{たいざ}地域気象観測所（以下「間人」という。）における風向は、海陸風や局地的な地形の影響を受けて、南東が卓越しており、ついで北北東から東北東が多くなっている。冬季には季節風により北西を中心とした風が多くなる（図 1-1-10）。

経ヶ岬の波浪観測によると有義波高及び周期の平均値はそれぞれ 1.00m、6.48 秒であり、また最大波の波高、周期の平均値はそれぞれ、1.62m、7.57 秒である。波高は、2m以下の発生頻度が 86%占めており、周期は 4～8 秒の頻度が高い。

波高の季節変動は大きく、冬季に最大値、夏季に最小値となっている。波向は北を中心に北北西から北東の範囲で出現する。最大波における月別の最大値は 10月に記録されている 14.35m である。また、周期については 12.5 秒が最大で 2月に記録されている（図 1-1-11）。

潮位は気象庁により舞鶴で観測が行われている。舞鶴における過去最高潮位は T.P. +0.93m（1998 年 9 月 22 日：台風 7 号）である（図 1-1-12）。



図 1-1-8 観測所位置図

出典：気象庁 HP

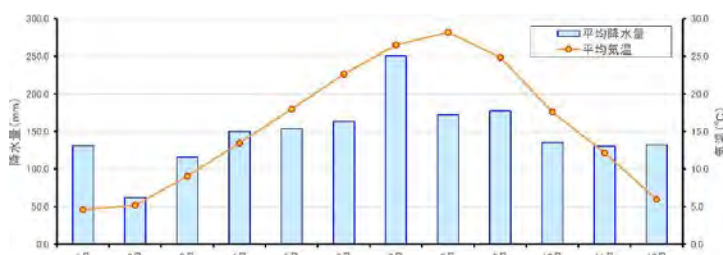


図 1-1-9 舞鶴 月別平均気温、降水量

出典：気象庁 HP（2020 年～2024 年データ）

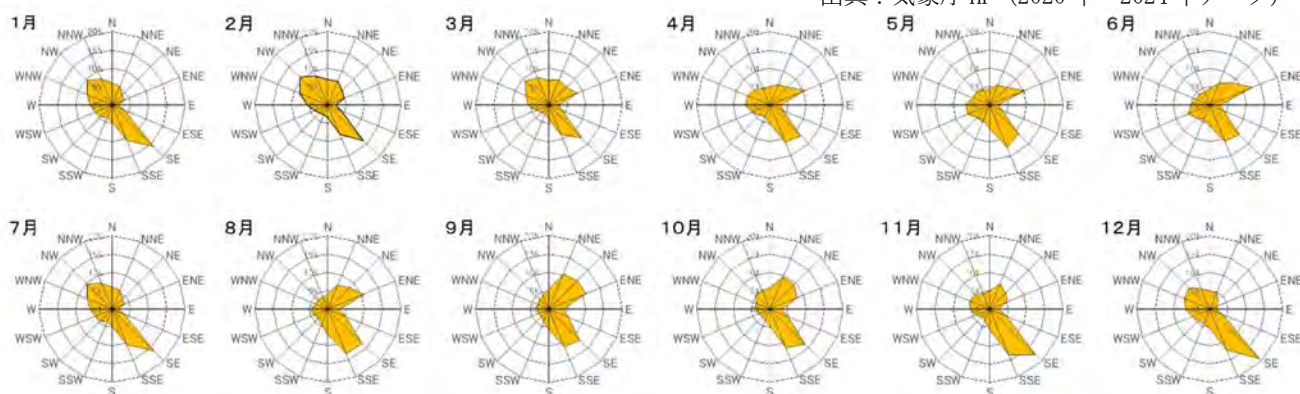
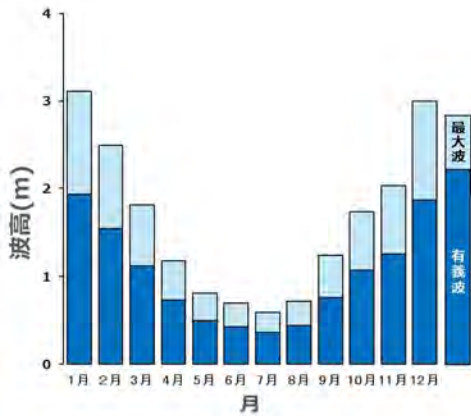


図 1-1-10 各月の風向(間人):1目盛は5%

7 出典：「気象庁 HP」(間人観測所) (1977～2024 年データ)

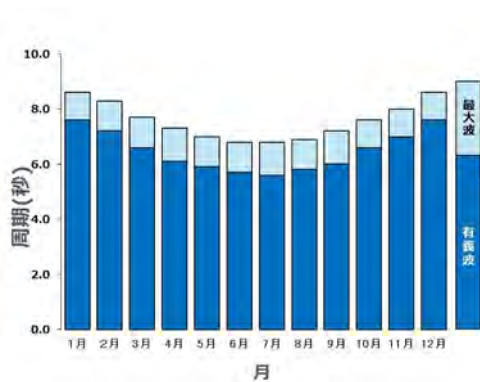


単位：(m)

	12月		1月		2月		3月		4月		5月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	1.87	3.00	1.93	3.11	1.55	2.49	1.12	1.81	0.73	1.18	0.50	0.81
標準偏差	1.22	—	1.19	—	1.11	—	1.03	—	0.74	—	0.50	—
最大値	7.83	12.33	7.66	12.08	5.67	8.94	7.27	11.55	7.05	11.04	5.18	8.31

	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	0.43	0.70	0.36	0.59	0.44	0.72	0.76	1.24	1.07	1.73	1.26	2.03
標準偏差	0.42	—	0.31	—	0.40	—	0.77	—	1.01	—	0.98	—
最大値	4.10	6.48	3.39	5.46	4.13	6.57	7.80	12.31	9.13	14.35	5.29	8.33

図 1-1-11(1) 月別の波高の平均値・標準偏差及び最大値・最小値



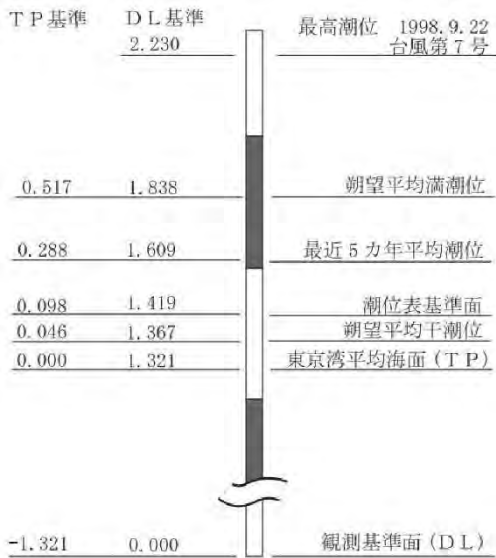
単位：(秒)

	12月		1月		2月		3月		4月		5月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	7.60	8.60	7.60	8.60	7.20	8.30	6.60	7.70	6.10	7.30	5.90	7.00
標準偏差	1.60	—	1.50	—	1.50	—	1.70	—	1.70	—	1.70	—
最大値	11.00	11.40	11.50	11.20	12.50	11.20	8.90	10.30	9.00	12.20	7.60	9.10

	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波	有義波	最大波
平均	5.70	6.80	5.60	6.80	5.80	6.90	6.00	7.20	6.60	7.60	7.00	8.00
標準偏差	1.70	—	1.50	—	1.60	—	1.50	—	1.70	—	1.70	—
最大値	11.40	10.50	7.00	8.50	9.70	10.20	11.20	11.20	11.60	11.70	10.50	11.30

図 1-1-11(2) 月別の周期の平均値・標準偏差及び最大値・最小値

出典：気象庁 HP 経ヶ岬波浪観測累計表（2010～2024年）



潮位図（1969年～2017年データ）

出典：令和6年4月舞鶴港港湾計画図
（1998.9.22 台風第7号 最高潮位(T.P.基準)を追記）



潮位の経年変化（1969年～2024年データ）

出典：気象庁 HP

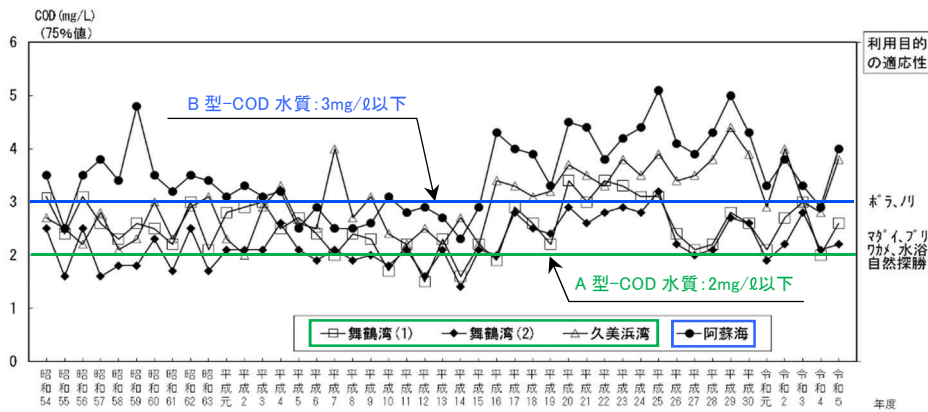
図 1-1-12 舞鶴の潮位

(7) 水質

丹後沿岸の水質は、外洋に面した開放性の海岸と内湾で異なる。

外洋に面した開放性の海岸では、水質基準を満足しており、良好な水質環境が保たれている。観測所のある久美浜湾沖、竹野川沖、鷲崎沖、波見埼沖、栗田湾沖では、有機汚濁の代表的な指標である COD の環境基準を満足している（表 1-1-1、図 1-1-14）。

一方、内湾の舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾、阿蘇海では海水交換の悪い閉鎖性水域であることから、有機汚濁の代表的な指標である COD の環境基準は未達成が続いている（図 1-1-13）。



(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、そのうちの最大値を表記しています。

図 1-1-13 主要環境基準点(海域)の COD の年次推移 (年平均値)

表 1-1-1 環境基準点の環境基準達成状況(COD)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾(1)	A	2	念仏鼻地先	×	[類型毎の環境基準点]
			榑埼地先		
舞鶴湾(2)	A	2	キンギョ鼻地先	×	
			恵比須埼地先		
宮津湾	A	2	江尻地先	×	
			島埼地先		
阿蘇海	B	3	野田川流入点	×	
			中央部		
			溝尻地先		
若狭湾	A	3	栗田湾沖	○	
			波見埼沖		
			鷲崎沖		
山陰海岸	A	2	竹野川沖	○	
			久美浜湾沖		
久美浜湾	A	2	湾口部	×	
			湾奥部		

(注)1 環境基準の達成状況については、年間を通じた日間平均値の75%水質地により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

出典：京都府「環境白書(令和6年度版)」(類型ごとにハッチングを追加)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備考
		地点数	名称		
舞鶴湾(ア)	II	2	念仏鼻地先	○	[類型毎の環境基準点]
			榑埼地先		
舞鶴湾(イ)	II	2	キンギョ鼻地先	○	
			恵比須埼地先		
宮津湾	II	2	江尻地先	○	
			島埼地先		
阿蘇海	II	3	野田川流入点	×	
			中央部		
			溝尻地先		
久美浜湾	II	2	湾口部	×	
			湾奥部		

(注)1 環境基準の達成状況については、表層の年間平均値により評価しています。

(注)2 水域毎の達成状況は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

出典：京都府「環境白書(令和6年度版)」

海 域				
類型	COD水質	類型	全窒素水質	全磷水質
A	2mg/L以下	I	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
B	3mg/L以下	II	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
C	8mg/L以下	III	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
		IV	1mg/L以下	0.09mg/L以下



図 1-1-14 環境基準測定地点

(8) 河川流入

丹後沿岸にそそぐ河川は、一級河川由良川と二級河川 37 河川である(表 1-1-2)。

由良川は、その源を京都・滋賀・福井の府県境杉尾坂に発し、北桑田の山間部を流れ、高屋川、上林川などを合わせて綾部を貫流し、さらに福知山に出て土師川を合わせ、北流して舞鶴市及び宮津市において日本海に注ぐ、幹川流路延長 146km、流域面積 1,880km²の一級河川である。丹後沿岸に注ぐ二級水系は、短流路で小流域が多い(図 1-1-15)。

表 1-1-2 丹後沿岸に流入する京都府の二級河川

	河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		河川名	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
1	野原川	4.1	7.4	20	真名井川	0.6	1.0
2	瀬崎川	1.0	1.7	21	畑川	2.4	5.5
3	大丹生川	2.8	5.9	22	世屋川	2.1	16.3
4	河辺川	5.4	15.0	23	波見川	3.9	10.4
5	朝来川	5.6	13.3	24	犀川	2.9	7.2
6	志楽川	6.7	15.3	25	朝妻川	3.8	5.7
7	祖母谷川	6.3	9.1	26	筒川	14.4	47.0
8	与保呂川	7.1	18.5	27	吉野川	3.3	11.0
9	伊佐津川	17.0	75.0	28	宇川	18.6	54.2
10	高野川	7.2	16.2	29	竹野川	32.6	206.4
11	福井川	2.2	5.2	30	樋越川	0.6	9.5
12	大雲川	2.0	6.7	31	福田川	12.4	30.5
13	神子川	2.0	3.6	32	木津川	3.8	15.3
14	大膳川	0.8	2.0	33	佐濃谷川	19.0	54.2
15	大手川	4.8	27.6	34	川上谷川	11.5	44.8
16	宮川	1.0	1.4	35	栃谷川	4.3	5.5
17	野田川	15.4	99.2	36	久美谷川	4.5	15.3
18	男山川	2.8	6.0	37	新樋越川	0.7	11.0
19	三田川	1.3	2.3				

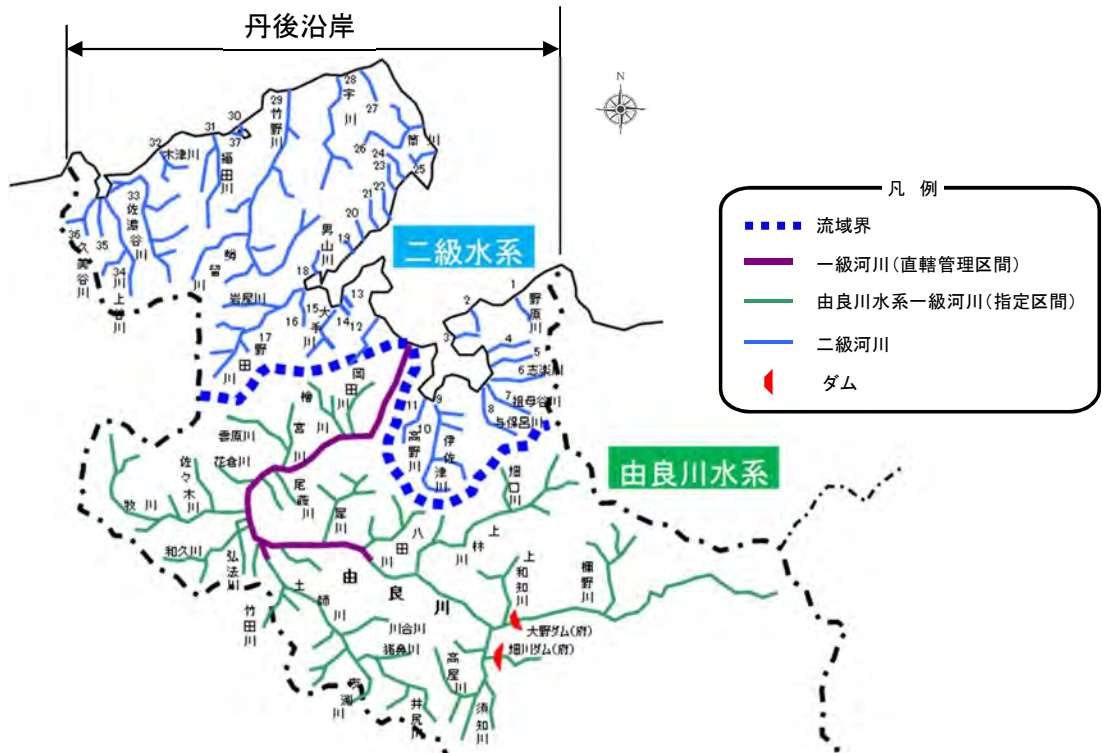


図 1-1-15 丹後沿岸 流入河川位置図

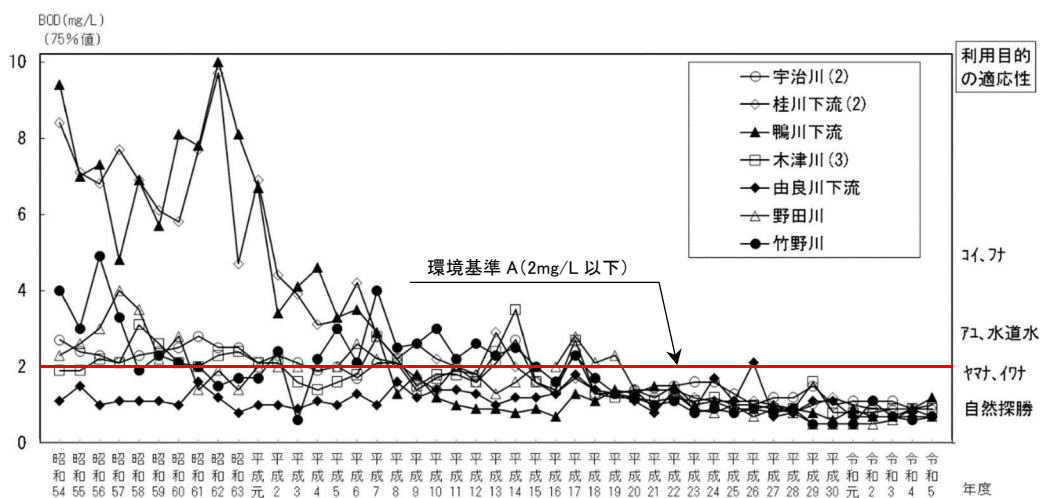
由良川で多くの被害が発生した平成16年10月台風23号の降雨は、時間最大雨量40～50mm/hr程度で、20mm/hr以上の雨が5時間以上続き、由良川の基準観測所（福知山）では最大流量5,285m³/sを記録した。また、平成25年9月台風18号の降雨では、最大流量が過去最大の5,400m³/sを記録し、府では初の大雨特別警報が発令された。由良川の子な洪水を表1-1-3に示す。

表1-1-3 由良川の子な洪水

発牛年月日	要因	総雨量 (mm)	最高水位 (m)	最大流量 (m ³ /s)	災害救助法適用	被害状況									
						人的被害 (人)		家屋被害 (戸)							
						死者	負傷者	流失	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
昭和28年09月25日	台風13号	360.2	7.80	6,500	●	12	820	84	986	-	1,384	-	4,075	284	
昭和34年09月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	247.6	7.10	4,384	●	1	28	7	10	-	144	-	3,958	1,780	
昭和36年09月16日	第2室戸台風	-	5.30	-	●	3	6	-	11	-	200	-	179	10	
昭和36年10月28日	台風26号	234.8	5.33	2,402	●	-	-	-	-	8	-	-	767	1,708	
昭和40年09月14日	秋雨前線	473.6	5.41	2,833	●	-	-	-	-	-	-	-	490	1,314	
昭和40年09月18日	台風24号	473.6	5.41	2,833	●	-	-	-	3	-	1	-	411	1,534	
昭和47年09月16日	台風20号	188.1	6.15	4,063	●	-	5	-	4	-	33	-	527	1,024	
昭和57年08月02日	台風10号	188.3	5.45	3,636	●	-	-	-	-	-	-	-	29	21	
昭和58年09月28日	台風10号	245.6	5.57	3,608	●	1	-	-	5	-	3	8	14	178	
平成2年09月20日	台風19号	250.3	4.64	2,469	●	-	-	-	-	-	-	-	-	62	
平成16年10月20日	台風23号	288.7	7.55	5,285	●	2	2	-	-	-	59	115	755	731	
平成18年07月19日	梅雨前線	-	5.00	2,456	●	-	1	-	-	-	-	79	-	-	
平成23年05月29日	台風2号	-	5.14	2,385	●	-	-	-	-	-	-	-	1	8	
平成23年09月20日	台風15号	-	5.73	3,188	●	-	-	-	-	-	-	-	4	11	
平成25年09月16日	台風18号	299.0	8.30	5,400	●	-	-	-	2	19	311	423	356	-	
平成26年08月16日	秋雨前線	178.0	6.48	3,516	●	-	-	-	13	6	266	3,968	2,029	2,471	
平成29年10月23日	台風21号	245.6	7.39	4,270	●	-	-	-	-	-	12	11	98	227	
平成30年07月07日	梅雨前線	380.5	6.52	3,574	●	-	-	-	14	-	40	-	414	747	

出典：「R5.8 由良川水系河川整備基本方針」（出水規模などを補間して再整理）

丹後沿岸に流入する河川の水質は、由良川、野田川、佐濃谷川、伊佐津川で経年的に観測されている。近年は、全水域で環境基準を達成している（図1-1-16）。



（注）1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、そのうちの最大値を表記しています。

図1-1-16 丹後沿岸 流入河川の水質 (BOD:75%値)

出典：京都府「環境白書（令和6年度版）」

(9) 陸域の生物

① 植物

丹後沿岸には希少な植生が多く分布している。これらの多くは、温暖な対馬海流や海洋性気候の影響を受けて発達したシイ林、タブ林などの暖温帯性常緑広葉樹林である。この他に、クリ・ミズナラ・クヌギ・コナラなどの二次林が、ほぼ全域の山地に分布するとともに、天橋立や経ヶ岬のクロマツ林、神崎浜のハマナスや箱石浜（久美浜海岸）の砂丘植生なども見られ、箱石浜には府絶滅危惧種のトウテイランがある（図 1-1-17、図 1-1-18）。



図 1-1-17 トウテイラン



図 1-1-18 丹後半島 植生図

出典：環境生物多様性センター「1/25,000 植生図」（GIS により表示）

② 昆虫類

丹後沿岸で確認されている昆虫類は、指標昆虫^{※1}が5種、特定昆虫類^{※2}が23種である。海岸に比較的近い地域に見られる種は、京丹後市のコサナエ、宮津市のムカシトンボ、久美浜湾のヒヌマイトトンボであり、他は丘陵地から山地にかけて分布している（図1-1-19）。海岸砂地やそれに続く草原、あるいは河川沿いの草地では、全国的にも多くの昆虫の生息域の減少が報告され、京都府でも、近年では従来のカワラバッタなどに加え、砂地の河川敷に生息するカワラゴミムシなどが府レッドリストに追加された（図1-1-20）。

琴引浜では58種類のハチが確認され、種数が比較的多く、種多様性に富むと言われている。また、冠島^{かんむりじま}には、18種の特定昆虫類が確認されており、自然が豊富に残っていることを示している（図1-1-21）。

※1：分布域が広く、比較的馴染みがあり、かつ全体として山地から平野までの良好な自然環境の指標となる昆虫として環境省により選定された昆虫類

※2：都道府県ごとに、山地から平野までの良好な自然環境の指標となる昆虫として選定された昆虫類



図1-1-19 ヒヌマイトトンボ

出典：京都府HP



図1-1-20 カワラバッタ

出典：京都府HP

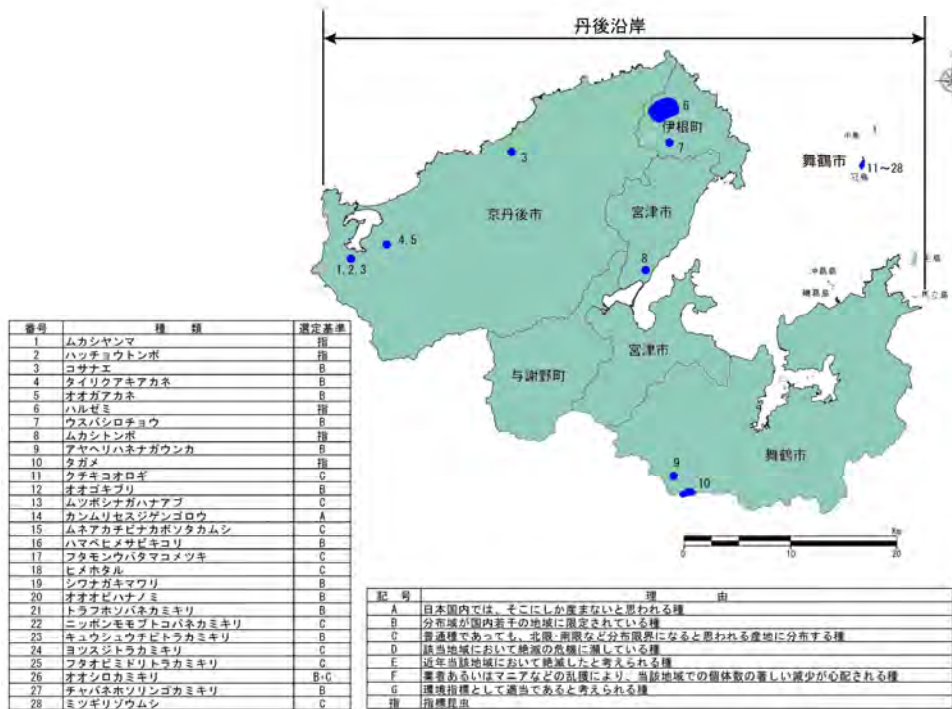


図1-1-21 希少昆虫類の分布

出典：第2回自然環境保全基礎調査 京都府動植物分布図（昭和56年）

③ 動物類・鳥類

京都府のレッドデータブックに記載されている哺乳類の内、丹後沿岸ではニホンザルやカモシカ、ムササビなどが確認されている。その他にもタヌキやキツネ、イタチ、アナグマ、イノシシなど、多種多様な動物類が生息している。

また、鳥類では、^{かんむりじま}冠島、^{くつじま}沓島、宮津湾・阿蘇海、久美浜湾が水鳥の集団繁殖地・渡来地となっており、冠島は京都府の鳥であるオオミズナギドリの繁殖地として、国指定の天然記念物に指定されている（図1-1-22、図1-1-23）。



図 1-1-22 オオミズナギドリ

出典：京都の自然 200 選

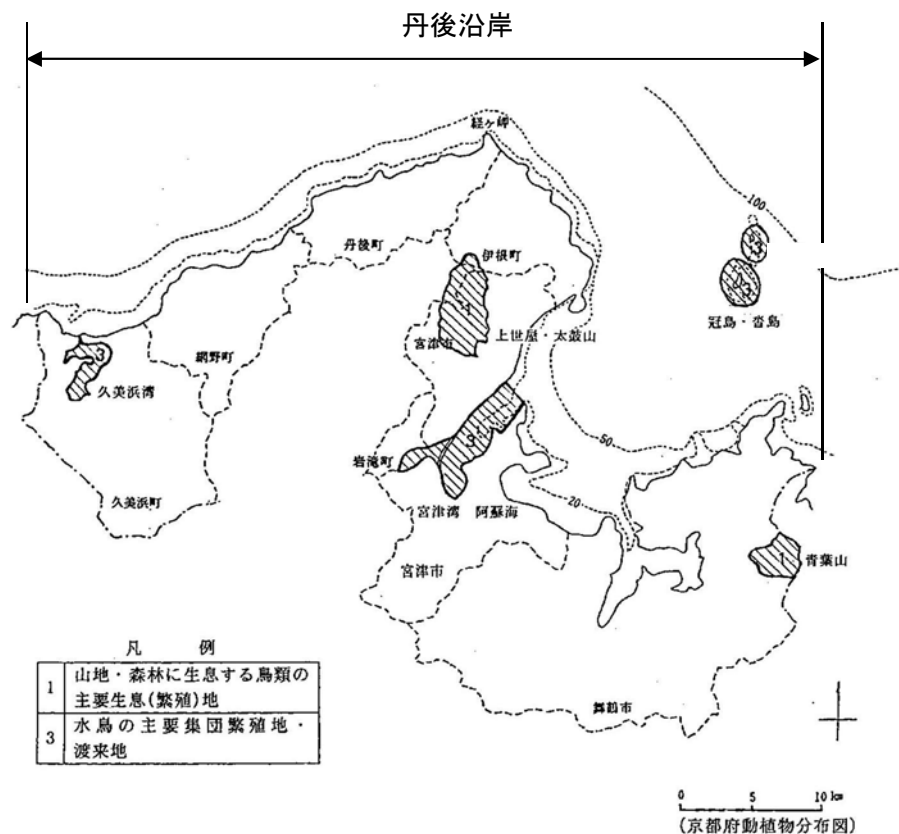


図 1-1-23 鳥類繁殖地分布図

出典：第 4 回自然環境保全基礎調査 京都府自然環境情報図（平成 7 年）

(10) 海域の生物

① 魚介類

丹後沿岸は、対馬海流の影響を多く受ける日本海に面した外洋性の海と、流入河川からの影響を多く受ける内湾性の若狭湾（宮津湾、舞鶴湾を含む）により構成され、生息生物もその影響を受けている。日本海側では、対馬海流の影響により、暖海性のマグロやトビウオなどが、春～夏に北上し、秋～冬の南下回遊の途中に来遊する。また、対馬暖流より下の層では水温が周年 1～2℃と冷たい海水によって占められ、ズワイガニ、ホッコクアカエビ、ハタハタなどの冷水性の魚類が生息している。

若狭湾は、河川（由良川等）からの流入により、豊富な栄養塩類に支えられた海となっている。代表的な生息生物は、二枚貝のアサリ、トリガイやカレイ類といった主に浅海域での砂泥を好むものの他、暖海を好むメジナ、アイゴ、ホンベラなどである。

当地域で漁獲される主な魚介類は、カタクチイワシ、サワラ、アジ類、イカ類、サバ類、ブリ類などがあげられる（図 1-1-24）。



図 1-1-24 京都でとれる主な魚介類

出典：京都府水産事務所「R7 京都の水産」

② 藻場

当地域の海域では、ヤツマタモク、ジョロモク、ヨレモク、マメタワラ、ノコギリモク、ナラサモ、イソモク、エゾノネジモク、ヤナギモク、アカモク、フシスジモクなど、複数種のホンダワラ科海藻^{かいそう}で構成されるガラモ場（ホンダワラ藻場）が岩礁域に広範囲に分布する。ガラモ場には、大規模な群落を形成しているホンダワラ科海藻の他、コンブ目（ワカメ、クロメ、アラメ）、小型褐藻類^{かつそうるい}（アミジグサ、ヘラヤハズ、シワヤハズ）、紅藻類^{こうそうるい}（マクサ、ムカデノリ、ピリヒバ、有節サンゴモ、無節サンゴモ類）、緑藻類^{りよくそうるい}（アナアオサ、ミル）が混在している。

また、久美浜湾、宮津湾、舞鶴湾などの内湾域や砂の流動が制限された沿岸浅所には海草アマモが繁茂する小規模なアマモ場が点在する。アマモ科の海草としては、アマモの他、砂地に生えるコアモモ、岩上に生えるエビアマモが分布する。

「第7回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」（平成20年、環境省自然環境局）によれば、京都府海域ではガラモ場が主体で全般に種数が少ないことが示されている。

京都府では平成17年度から平成22年度まで海藻着底基質の設置によるヘクター規模での藻場造成に取り組み、平成30年度から令和2年度に実施された藻場調査では京都府の藻場面積は約1,507haとされている（図1-1-25）。



図 1-1-25 主な藻場の分布区域

出典：環境生物多様性センター「藻場調査」（GISにより白地図と併せて表示）

1-2 社会的特性

1-2-1 海岸の歴史

丹後沿岸には、海岸が舞台となった史実・伝説・民話などが数多く残り、国内有数の古墳・遺跡が点在している。

丹後の国は、奈良時代に丹波の国から分離してできた。丹後の国の国府は、天橋立の府中であつたようである。しかし、古くは、丹後半島北部が国の中心であつたと推定され、古墳から出土品が発見されている。当時の福田川や竹野川などの河口には潟湖があり、港になっていたとされるが、河口閉塞により港としての機能を失い、港で繁栄していた豪族などが、天橋立周辺に移り、「遷都」されたものと考えられている（図1-1-26）。

海と陸との接点である「海岸」が、そこに住む人にとっていかに重要であり、生活に密着してきたものであつたかを示す歴史について、いくつか紹介する。



図 1-1-26 竹野川河口潟湖推定図

出典：「歴史の中の天橋立とその形成の過程／岩垣雄一」 他

(1) 天橋立

天橋立は、波静かな外海の宮津湾と内海の阿蘇海を二つに割いて、白砂青松が延びる約 3.6km の砂嘴である。砂嘴のおよそ半分は、弥生時代にできたと考えられている。小式部内侍が『小倉百人一首』のなかで、憧憬を込めて詠み、江戸の頃より日本三景の一つとして名高い場所である。『丹後國風土記』逸文によると「伊射奈藝命が天と地を往来するための梯子で、伊射奈藝命が寝ている間に倒れて天橋立になった」と言われている（図 1-1-27）。



図 1-1-27 天橋立

天橋立は縄文海進（氷河期の後、縄文前期に海面が最も上昇した現象）で形成された。海面が上昇したことで、近隣河川から出てきた土砂が発達した沿岸流と湾外からの波によって湾奥へと運ばれ、その後、海面低下と漂砂により、天橋立の地形が形成されたとされている。現在の天橋立の形状に発達するまでには、3,500 年かかつたと見られ、雪舟、貝原益軒、歌川広重らが、各時代に描き編集した絵や図では、少しずつ成長する天橋立の様子が残されている。

(2) 新井崎

伊根町の^{にいざき}新井崎には「徐福伝説」が伝えられている。徐福が実際に新井崎に上陸したかどうかは定かではなく、伝説も日本各地に残るが、地名のイネは稲に通じ、古代に大陸から稲作がもたらされた言い伝えにちなむと伊根町誌に記されている。

地形は急峻で幾段にも棚田が築かれている。伊根町に伝わる伝説では、秦の時代、司馬遷によって著された中国の正史『史記』では、始皇帝の命により不老長寿の薬を求めて大陸から海流に乗って徐福一行が辿り着いたのが新井崎とされている。このとき徐福がもたらしたとされたのが稲作技術や鑄鉄の技術、漢方医学や神仙思想である。このため、^{かんむりじま}冠島と^{くつじま}沓島は仙人が住む島と伝えられた（図 1-1-28）。



出典：「京都の伝説 丹後を歩く／福田晃・真下厚」 他

図 1-1-28 新井崎

■ 日本最古の舟着場（舞鶴市）



図 1-1-29 浦入

かつて舞鶴湾の近くに長さ約 300mの砂嘴があり、これに囲まれた小さな入り江は浦入^{うらにゆう}と呼ばれている（図 1-1-29）。遺跡調査の結果、この砂嘴は縄文海進によって形成されたことが明らかになった。砂嘴の起点近くからは、杭や碇とともに、海進で埋もれた丸木舟が見つかり、日本最古の舟着場とされた。

この丸木舟は杉をくり貫いて造ったもので、推定全長 10m（残存長 4.6m）、幅約 1m、舟底の厚さ 7cm である。年代測定の結果、約 5,300 年前のものとされた

（図 1-1-30）。舟の大きさから見て、漁業のためだけでなく、交易にも利用したものと考えられる。浦入の人々は、ここに住み始めた縄文早期後半から、ここを定住の場だけでなく、季節生活の場、漁労活動の基地、風待ちなど、多目的に利用



図 1-1-30 丸木舟

1-2-2 沿岸利用の現況

(1) 地域の生活利用

丹後地方は、山地が海に迫り、平地が少ない地形である。

海沿いの集落は、あまり農耕に適しておらず、日常生活と海岸・海は非常に密接な関わりがある。昔から、「半農半漁」と言われるような、小規模な採取漁業が、生活の中で行われてきており、「里海」として海が利用されてきた。舞鶴湾、宮津湾・阿蘇海、久美浜湾など、波が穏やかなところでは、伝統的な漁業が行われてきたが、近年は船舶を利用した大規模漁業に切り替わり、多くの漁港が整備されることとなった。

舞鶴湾は湾奥まで日本海の荒波が入り込まない、穏やかな天然の良港となっており、カキやワカメなどの養殖が盛んである。宮津湾は、水産業が盛んで、タイ類やナマコなどが水揚げされる他、阿蘇海ではイワシなどが漁獲される。久美浜湾は閉鎖性の高い水域であり、湾内ではカキの養殖が盛んに行われている。このように、それぞれの湾で地域の生活利用が分かれている。

昭和30年代頃まで、道路が通じず「陸の孤島」であったところも多く、外との連絡に長く船舶が使われており、これらの集落では、海岸は玄関の役割も果たしていた。砂浜、ゴロタ石浜などが、そのまま船揚に利用され、海岸に「船小屋」ができることとなった。これらは、現在も数多く残っている。特に、極端に背後地が狭小である伊根湾^{いねわん}周辺では、これが住居も兼ねた「舟屋」に発展したものと考えられる(図1-1-31)。

自然の海岸を小規模に改変し、栈橋として使用するケースも多く、舞鶴湾内や宮津から伊根にかけての海岸線沿いでは、これが発展して定期旅客航路が運航されていた。現在もオーバーツーリズム対策として宮津から伊根までの臨時旅客船が運航されている。

沿岸部の利便性を高める道路などの整備により、沿岸部に住む人々だけでなく、多くの人々が海水浴や釣りを楽しむなど、沿岸地域の利用形態が変化している。



図 1-1-31 舟屋

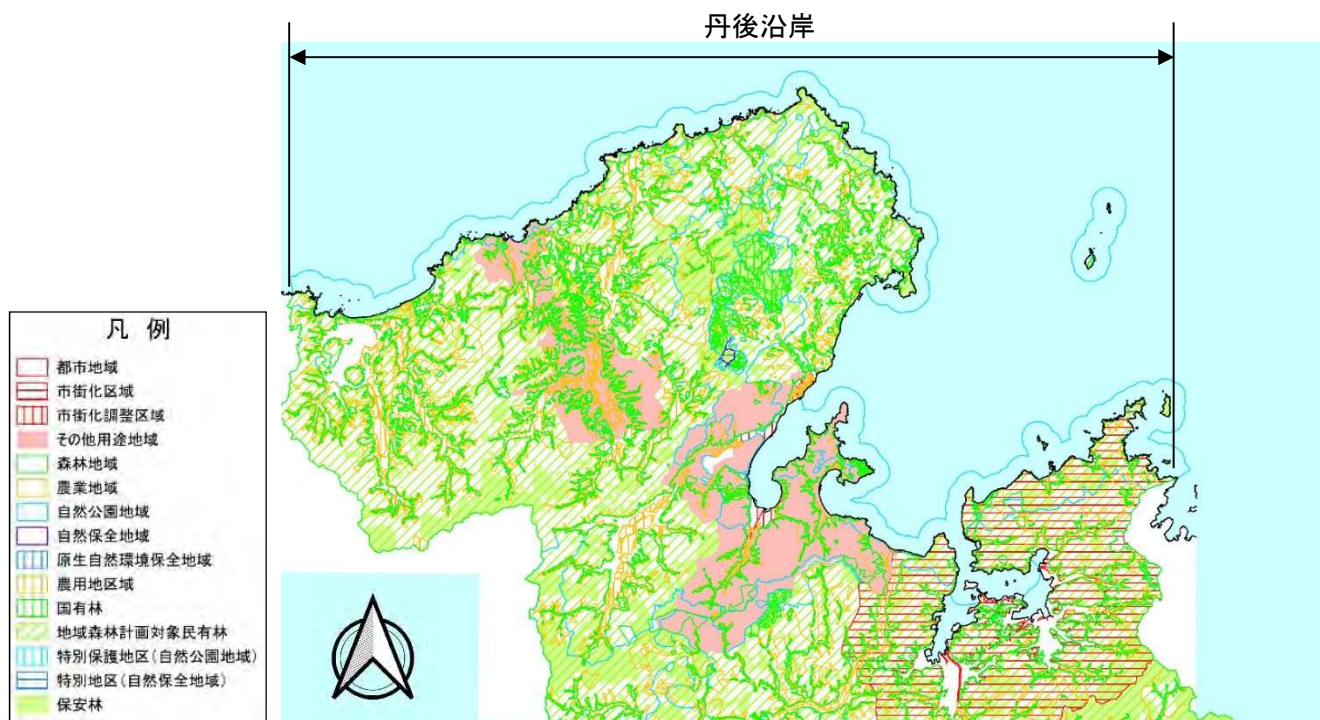
(2) 土地利用及び人口分布

丹後沿岸の3市2町では約17万人が生活をしている。沿岸市町の人口は、令和2年国勢調査結果によると、舞鶴市80,336人、京丹後市50,860人、宮津市16,758人、与謝野町20,092人、伊根町1,928人である。

令和5年の統計によると、丹後沿岸の市町における地目別土地面積の構成比は、山林が最も多く55.0%を占めており、田20.6%、畑7.7%、宅地は9.8%となっている。

また宅地を市町別にみると、舞鶴市が37.2%、次いで京丹後市が36.2%と、宅地の約7割を両市で占めている。

丹後沿岸の大部分が森林地域となっており、舞鶴港周辺と宮津市の天橋立付近が市街化区域又は、市街化調整区域に指定されている（図1-1-32）。



出典：国土交通省 国土数値情報 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>) (GISにより表示)

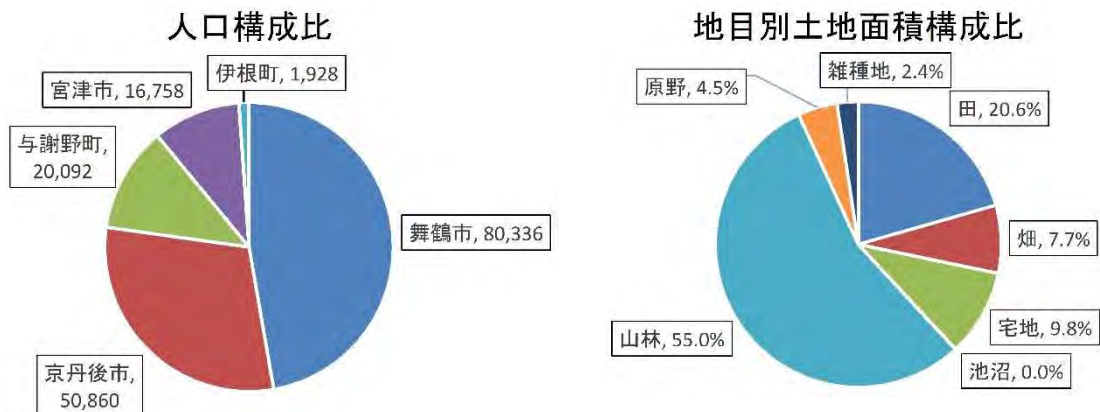


図1-1-32 土地利用

出典：「令和5年度京都府統計書」

(「2-2. 市町村の人口、人口密度(国勢調査結果)」及び「1-6. 地目別土地面積」の数値をグラフ化)

(3) 港湾の利用状況

港湾としては、重要港湾の舞鶴港と地方港湾の宮津港及び久美浜港が存在する（図 1-1-33）。

重要港湾舞鶴港は京都府北部地域の開発拠点として、また、近畿圏の日本海側の門戸港として重要な役割を担っている（図 1-1-34）。総取扱貨物量は約 955 万トンで外貿貨物では石炭や完成自動車为主要品目となっており、内貿貨物では窯業品やセメントが主要品目となっている（表 1-1-4、表 1-1-5、図 1-1-35）。また、近年では外航クルーズ船の寄港が増加し賑わいをみせている（図 1-1-36）。

宮津港は主にニッケル鉱石、石炭などの鉱産品や水産品を取り扱っている他、海洋性リゾート・レクリエーション拠点や漁業基地として利用されている。

久美浜港は主に水産品を取り扱っている他、海の幸をはじめとするグルメの魅力とあわせて、大きな観光資源となっている。

表 1-1-4 令和6年 取扱貨物量

取扱貨物量（千トン）			
区分	舞鶴港	宮津港	久美浜港
外貿	3,906	111	-
内貿	5,646	9	1
合計	9,553	120	1

表 1-1-5 令和6年 入港船舶数

入港船舶数			
トン数	舞鶴港	宮津港	久美浜港
1万トン以上	325	2	-
1千~1万トン	698	4	-
1千トン未満	2,770	107	1,376
総数	3,793	113	1,376

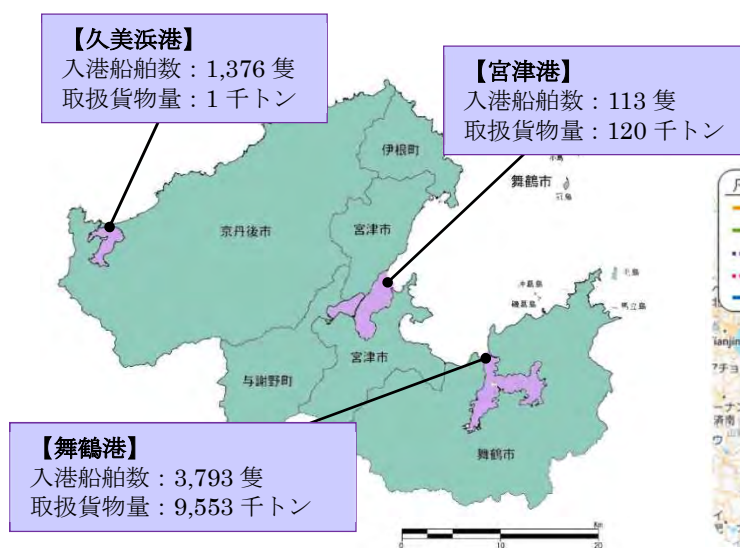


図 1-1-33 港湾の利用状況



図 1-1-34 舞鶴港



図 1-1-35 航路図



図 1-1-36 外航クルーズ
(ダイヤモンド・プリンセス)

(4) 漁業の状況

① 海面生産量及び生産額

京都府では、生産量、生産額ともに大型定置網の比率が高く、大半を占めている。全国でも、大型定置網による生産量が80%以上を占める都道府県は京都府だけである。

近年の特徴として、サワラの生産量が増加している。京都府のサワラ生産量は平成11年から急増し、これまでに6回日本一となり、現在でも生産量、生産額ともに上位を占め、京都府の漁業において非常に重要な魚種となっている。

魚類の生産量は、イワシ類、サワラが特に多くなっている。また、水産動物類のイカ類やサザエ、アサリなどの貝類、ワカメ類をはじめとする海藻類の漁獲量も多い(図1-1-37、表1-1-6)。

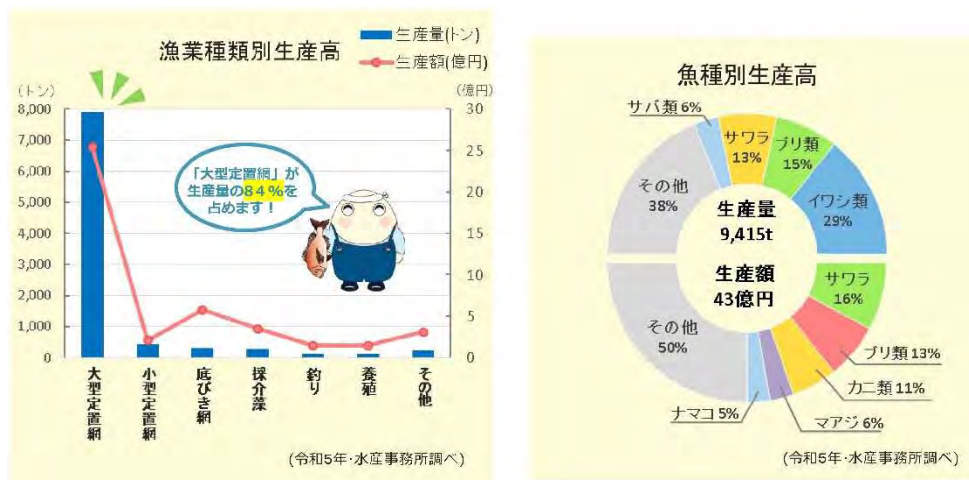


図 1-1-37 漁業種類別・魚種別生産量及び生産額

出典：「R7 京都の水産」

表 1-1-6 魚種別生産量

単位：t

魚種	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
魚類	10,105	7,691	8,942	7,684	10,654	8,495
えび類	7	7	7	6	8	9
かに類	65	64	47	52	65	55
いか類	377	281	325	350	235	269
たこ類	43	43	38	47	39	42
うに類	-	-	5	1	0	0
海産哺乳類	-	-	-	2	1	2
貝類	260	273	184	183	228	284
その他の水産動物	99	-	-	-	-	-
海藻類	65	57	51	41	42	57
総数	11,021	8,416	9,599	8,366	11,272	9,370

注：数字を丸めているため総数と内容は一致しない

出典：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

② 海面養殖生産量

海面養殖生産量は平成30年時点が759tであったのに対し、令和2年時点が944tと増加している（表1-1-7）。また、海面養殖漁場は、伊根町、宮津市、舞鶴市のうち外洋に面する地区ではブリ類やタイ類、クロマグロ、ワカメなどが主であり、特に舞鶴湾、宮津湾などの内湾ではカキ類や海藻類が主となっている。

表 1-1-7 海面養殖生産量

単位：t

魚種	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
海面養殖業収穫量	759	777	944	776	832	718

出典：海面漁業生産統計調査（農林水産省）

③ 漁港

丹後沿岸には合計33港の漁港がある。そのうち京都府が管理する漁港として、舞鶴市に第3種漁港の舞鶴漁港、京丹後市に第4種漁港の中浜漁港がある。

また、第1種漁港、第2種漁港はそれぞれ漁港が所在している各市町が管理している（表1-1-8、図1-1-38）。

表 1-1-8 漁港一覧

所在地	第1種	第2種	第3種	第4種	所在地	第1種	第2種	第3種	第4種
舞鶴市	成生	野原	舞鶴		京丹後市	袖志	間人		中浜
	瀬崎	竜宮浜				竹野	浅茂川		
	西大浦	田井(舞鶴)				小間			
	水ヶ浦					砂方			
宮津市	神崎					三津			
	島陰	栗田				遊			
	由良	養老				浜詰			
	溝尻					磯			
伊根町	田井(栗田)					蒲井			
	泊	伊根				旭			
		新井							
		浦島							
		本庄							



図 1-1-38 漁港位置図

(5) 交通

丹後沿岸の交通は、古来より大陸からの表玄関として栄えるとともに、海路と丹後街道・若狭街道を結んで、地域の発展に寄与してきた。

現在の道路・鉄道交通網は、京都や大阪などの都市部から丹後沿岸に向けて延びており、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道などの高速道路に加え、京都丹後鉄道や直通の特急などが、都市部と丹後沿岸をつないでいる。

平成 29 年に木津 IC から京丹後大宮 IC まで京都府域の南北約 140km が高速道路でつながったことにより、丹後沿岸へは、車で京都縦貫自動車道を経由すると、木津川市から 1 時間 50 分程度で訪れることが可能である。大阪からは京都縦貫自動車道の他、舞鶴若狭自動車道などを経由して、2 時間程度でアクセス可能である(図 1-1-39)。

また、舞鶴港は韓国などを結ぶ航路や北海道を結ぶフェリーを有する近畿で唯一の日本海側拠点港である(図 1-1-35)。



図 1-1-39 交通網図

(6) 海岸の利用状況

① 観光

丹後沿岸は、多くの観光スポットが点在し「琴引浜の鳴き砂保全の取組み」や「天橋立世界遺産登録推進会議」、「海の京都観光圏整備計画」などの取り組みにより、全国からの多くの観光旅客の来訪がある地域である。

山陰海岸は、複雑に入り組んだリアス海岸や奇岩、ポケットビーチなど、貴重な地形が織り成す絶景スポットが数多く存在する。平成 22 年に山陰海岸ジオパークとして認定され、沿岸域では海岸の特性を活かしたものが多く、美しい景観を眺めながら、海水浴や温泉などを楽しむ旅行者で賑わっている。

舞鶴市は、日本海に面した港町として発展してきた海軍ゆかりのまちであり、明治から大正期にかけて旧日本海軍により整備された赤れんが建造物群が現在も数多く残されている。これらの赤れんが倉庫は国の重要文化財に指定され、保存・活用を図る拠点として「舞鶴赤れんがパーク」が整備され、観光・交流・イベントの核となっている。また、西舞鶴地区には田辺城を中心とした城下町の歴史的景観が残り、港町と城下町が共存する特色ある都市構造を形成している。さらに舞鶴湾では、五老ヶ岳から望む景観が近畿百景第 1 位に選ばれるなどすぐれた景観を有するとともに、海上自衛隊艦艇を間近に望む湾内クルーズが運航されるなど、海軍の歴史と港湾景観を活かした観光が展開されており、歴史・文化・海を一体的に体感できる観光都市としての魅力を高めている。

宮津市には、丹後沿岸だけでなく、京都府を代表する観光地として、国の重要な文化的景観に指定されている天橋立がある。天橋立は特別名勝に指定された日本を代表する景勝地の一つである。

丹後半島に位置する伊根町には、海の上に建つ舟屋が、伊根湾を取り囲むように立ち並んでいる。この独特の風景から、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。舟屋群を海から眺めることのできる遊覧船や、舟屋を改修した民宿など、観光スポットとして近年注目を浴びている。

宮津湾と伊根湾は、「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟（平成 28 年 11 月）し、美しい湾がある世界の観光地との交流を深め、「海の京都」の魅力を発信している。

京丹後市は日本海に面した自然豊かな地域であり、リアス海岸や砂浜を有する温泉地である。なかでも、夕日ヶ浦温泉は、海岸線と温泉の組み合わせによる絶景が評価され、「温泉総選挙 2023」の絶景部門で 1 位を受賞した（図 1-1-40）。

また、兜山山頂^{かぶとやま}にある展望施設は、久美浜湾、小天橋、日本海と国立公園にふさわしい素晴らしい景色が一望できる（図 1-1-41）



図 1-1-40 夕日ヶ浦 25



図 1-1-41 観光スポット 位置図

② 海水浴場

丹後沿岸には 22 箇所の海水浴場がある。市町別では、京丹後市に 14 箇所、宮津市と舞鶴市が各 3 箇所、伊根町が 2 箇所である（図 1-1-42）。

鳴き砂で有名な琴引浜をはじめ、箱石海水浴場のような遠浅海岸、名勝「立岩」^{たていわ}を背景にした立岩・後ヶ浜海水浴場^{のちがはま}、温泉が併設されている八丁浜など、それぞれ特徴的な海水浴場があり、多くの海水浴客が訪れている（図 1-1-43）。

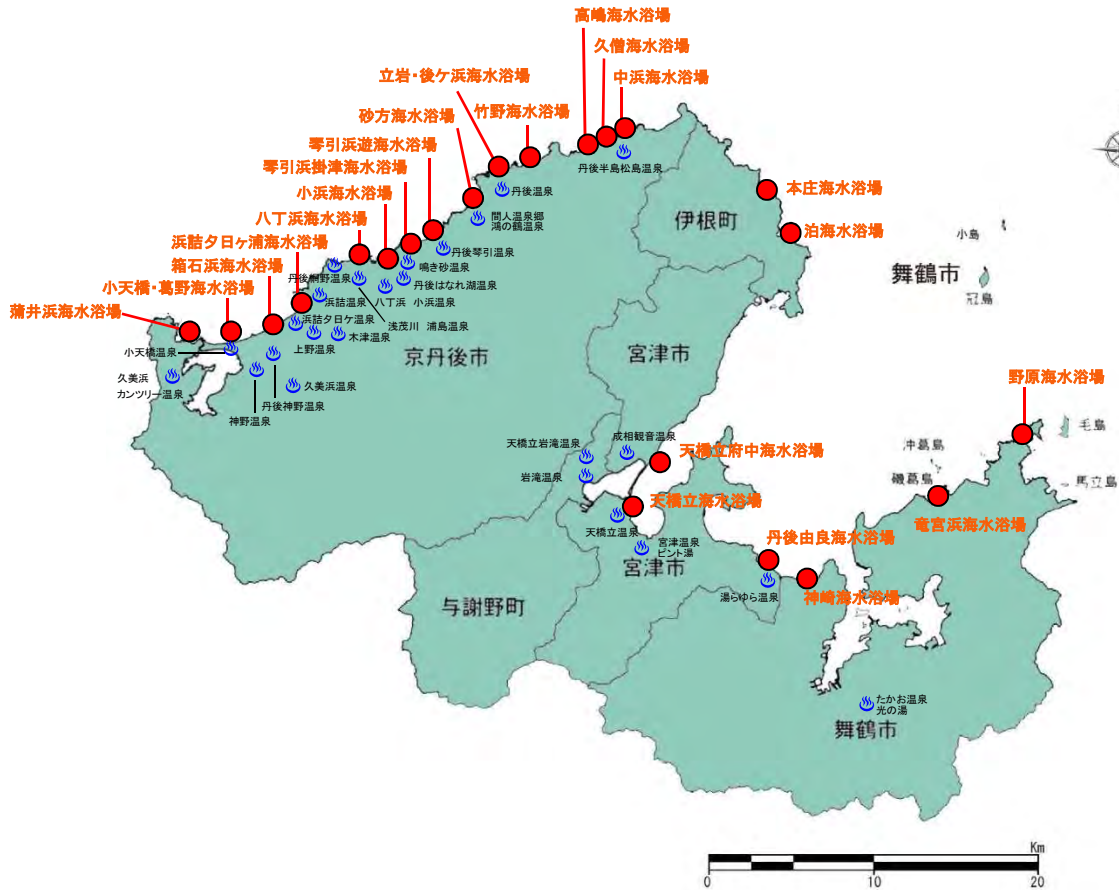


図 1-1-42 主な海水浴場



ことひきはまあそびかいすいよくじょう
図 1-1-43 琴引浜遊海水浴場

③ 遊漁

丹後沿岸の主な海釣り場は、湊^{みなと}～伊根^{いね}の海岸線、宮津湾、栗田湾、舞鶴湾、大浦半島のほぼ全域の海岸線に分布している。

遊漁対象魚種は様々であり、船釣りをはじめ、内湾部でのイカダ釣り、岩礁部での磯釣りなどが沿岸遊漁の主なものとなっている。

④ 入込客数

年間の観光入込客数を市町別に見ると、宮津市の301万人が最多であり、次いで舞鶴市の228万人、京丹後市の185万人と続いている（図1-1-45）。観光消費は宮津市が約143億円で最も多い（令和6年集計結果）。京都縦貫自動車道の全線開通や、「海の京都博」の開催の効果により、入込客数は年々増加している。

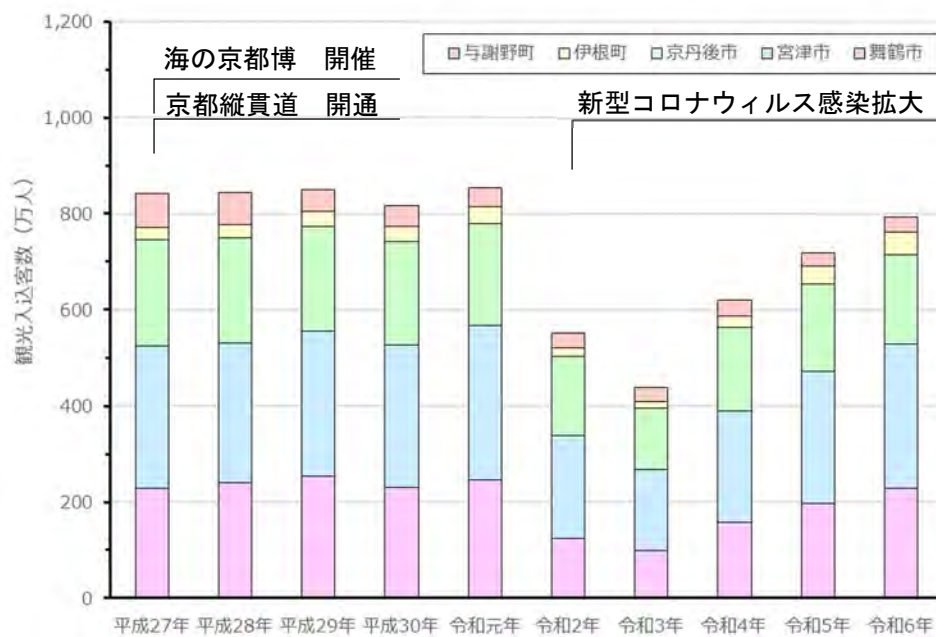


図1-1-44 観光入込客数

出典：京都府商工労働観光部

「京都府観光入込客など調査報告書」（過去10年間分の統計をグラフ化）

⑤ 祭り・イベント

丹後沿岸では、その生活とともに生まれ、伝えられてきた祭りがある。また、ニーズの多様化に対応して新たなイベントも催されている。

伝統的な祭事には、老人嶋神社祭礼（雄島まいり）（舞鶴市）、吉原の太刀振（舞鶴市）、吉原の万灯籠（舞鶴市）、文殊堂出船祭（宮津市）、浅茂川水無月祭（京丹後市網野町）、神谷太刀宮秋祭（京丹後市久美浜町）、百度打ち（京丹後市丹後町）、初午祭（京丹後市網野町）、齋宮初午祭（京丹後市丹後町）、伊根祭（伊根町）、岩滝祭（与謝野町）などがある（図 1-1-48）。

イベントには、舞鶴赤れんがハーフマラソン（舞鶴市）、間人みなと祭（京丹後市丹後町）、中浜みなと祭（京丹後市丹後町）、夕日ヶ浦納涼花火大会（京丹後市網野町）、京丹後ちりめん祭り（京丹後市網野町）、京丹後市ドラゴンカー選手権大会（京丹後市久美浜町）、丹後 100km ウルト라마ラソン（京丹後市）などがある。

■ 老人嶋神社祭礼（雄島まいり）（舞鶴市）

年に一度（6月1日）野原漁港・竜宮浜漁港から冠島に上陸し、漁民の信仰が厚い老人嶋神社に参拝する行事。舞鶴では昔から冠島は神の島とされ、「雄島さん」と呼ばれている（図 1-1-45）。



図 1-1-45 老人嶋神社祭礼(雄島まいり)

■ 文殊堂出船祭（宮津市）

松明に火が灯り、燈籠が流れ、海上舞台の上ではドラや太鼓に合わせ金や銀の龍が乱舞する。夜空には大輪の花が咲く。智恩寺文殊堂の伝統行事。



図 1-1-46 浅茂川水無月祭

■ 浅茂川水無月祭（京丹後市網野町）

昼の神輿巡行から夜の花火大会まで沢山の人で賑わう、網野町内最大の夏祭り。神輿巡行の見せ場、海上渡御では担ぎ手の勇ましい掛け声が八丁浜に響き渡る（図 1-1-46）。

■ 神谷太刀宮秋祭（京丹後市久美浜町）

10月第二土日に、5基の太鼓台が町内を練り歩きながら神谷太刀宮へ集結し、太鼓を奉納する祭り。

■ 百度打ち（京丹後市丹後町）

区民の無病息災を祈願する江戸時代からの行事。間人地区内を、化粧まわしを締めた男衆が駆け巡る。

■ 伊根祭（伊根町）

「海の祇園祭」とも言われ、海上安全、大漁、五穀豊穰を祈願する江戸時代から続く伝統行事。祭りは例祭と大祭に分かれ、大祭は例祭の行事の他に船屋台4舳が海上渡御を行う。例祭では御稚児舞・太刀振り・神楽・祭礼船での宮入・夜宮があり、多くの人で賑わう（図 1-1-47）。



図 1-1-47 伊根祭

■ 岩滝祭（与謝野町）

岩滝地域にある各神社の例祭で、宮中に入る神楽の中でも最高の格式を誇る「岩滝神楽」をはじめ、太刀振りなどが奉納される。

約 160 年前から伝わる岩滝神楽は、郷土芸能として保存されており丹後の神楽のはじめとも云われ、町の無形文化財にも指定されている。

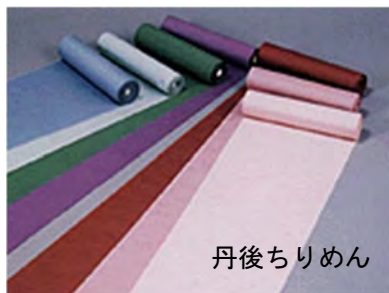
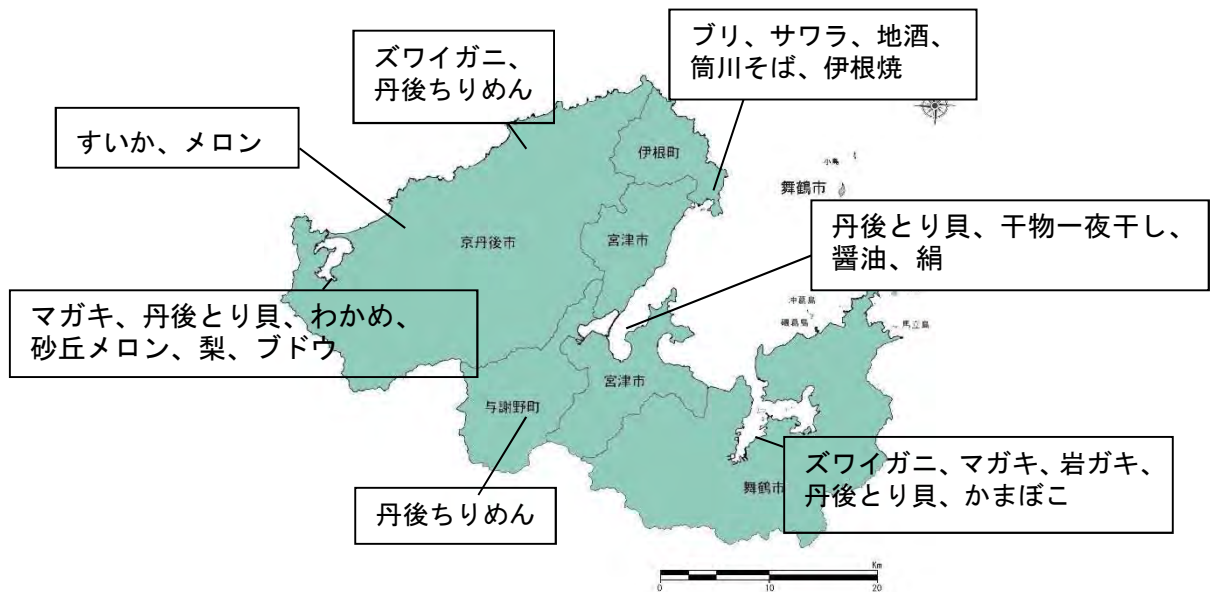
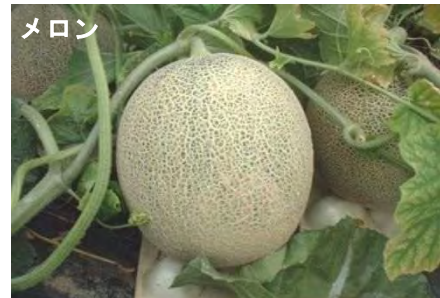


図 1-1-48 イベント・祭 位置図

(7) 地場特産

各市町とも、海産物及び水産加工品が、特産品として挙げられる。中でも、冬の味覚として名高い「ズワイガニ」は、日本海特有の名産品である。

丹後沿岸では「ブリ」、「とり貝」、「岩ガキ」などが水揚げされており、年間を通じて、日本海の恵みを味わうことができる。また京丹後市では、砂丘や丘陵地といった地形を生かして、メロンや梨、ぶどうなどの果物も多数栽培されている。また、丹後地方で生産される高級絹織物として「丹後ちりめん」が有名である（図1-1-49）。



丹後とり貝



図 1-1-49 市町の地場特産(特産品)

出典：京都府 HP、京丹後市 HP、伊根町観光協会 HP